

第4回世田谷区子ども・子育て会議議事録

▽日 時

令和6年3月27日（水）午前9：30～

▽場 所

保健医療福祉総合プラザ 研修室C

▽出席委員

加藤（悦）会長、久保田副会長、猪熊委員、佐藤委員、米原委員、林委員、半田委員、西委員、高橋委員、三瓶委員、加藤（剛）委員、小嶋委員、奥村委員、安藤委員、橋本委員

▽欠席委員

石井委員、金子（貴）委員、金子（永）委員、川浪委員

▽事務局

松本子ども・若者部長、嶋津子ども・若者支援課長、寺西児童課長、渡邊（児童施策推進担当）副参事、瀬川子ども家庭課長、木田児童相談支援課長、伊藤保育課長、松岡保育認定・調整課長、小林（保育の質）副参事、大里（保育の質）副参事、宮川障害施策推進課長、宮本健康推進課長、本田乳幼児教育・保育支援課長、井元（学校経営・教育支援担当）副参事、河島児童相談所長、藤原子ども家庭支援課長

▽資 料

- ・資料1 「世田谷区子ども条例」の改正にあたっての考え方について（答申）
- ・資料2 特定教育・保育施設の確認にかかる利用定員の設定について
- ・資料3 認定外保育施設における重大事故及び区の取り組みについて
- ・資料4 令和6年4月認可保育園等の申込状況と保育待機児童緊急対策（1・2歳児）について
- ・資料5 児童館を中心とした子どもの権利の拠点づくりに関する報告書
- ・資料6 ヤングケアラー支援体制の強化について
- ・資料7 児童福祉法等の改正等を踏まえた母子保健・児童福祉のさらなる体制強化について
- ・資料8 子ども計画（第3期）検討部会での検討状況について

▽議事

嶋津課長

皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、令和5年度第4回子ども・子育て会議を開会いたします。

本日は、お忙しい中御出席いただきまして誠にありがとうございます。

議事に入るまでの間、司会進行を務めさせていただきます子ども・若者支援課長、嶋津と申します。どうぞよろしくお願ひします。

本会議は、ここの対面とZ o o mと併用しての開催となります。あらかじめ御協力をよろしくお願ひします。スクリーンはあちらにありますので、御確認いただければと思います。

本日の出欠の状況ですが、本日は石井委員と金子貴昭委員の欠席のご連絡をいただいております。あともう少しで、もう1人、2人お見えになるかと思ひます。

また、資料は各委員の机の上に、次第以下、資料1から資料8を配付しております。

また、今年度実施した各調査報告書など6点、少し分厚いのですが、こちらも配付しておりますので、本日、時間の関係もありますので、一つ一つの説明は省略しますが、後ほど御確認いただければと思います。

それでは、開会に当たって子ども・若者部長、松本より御挨拶をさせていただきます。

松本部長

おはようございます。子ども・若者部長の松本です。本日は、年度末の本当にお忙しい中お集まりいただきまして、本当にありがとうございます。今年度最後の子ども・子育て会議となりますが、今年度は、この間、子ども・若者総合計画（第3期）の策定、それから子ども条例の改正に向けた議論を各部会で活発に御議論いただきまして本当にありがとうございました。

本日は、その中でも子ども・子育て会議に諮問した世田谷区子ども条例の改正に当たっての考え方について区長に答申をいただく機会を設けております。この間、子ども・若者たちの声を聴きながら、本当に部会の皆様には真剣に御議論をいただきまして、答申にまとめていただくことができまして本当にありがとうございます。

今後、区はこの答申を受けて、また来年度は、いよいよ世田谷区子ども条例の改正に向けた動きを起こしてまいります。答申をしっかり受け止めて、区としてもしっかりと検討してまいりたいと思っております。

また、そのほか、今日は全部で6つの報告事項がございます。中には

本当に重い案件、また、今後の区の施策をどのようにしていくかという重要な案件も含まれておりますので、皆様に、限られた時間ではございますが、いろいろと御議論いただければと思っております。本日はどうぞよろしくお願いたします。

嶋津課長

ありがとうございました。

それでは、本日は、今お話がありました、子ども・子育て会議に諮問した世田谷区子ども条例の改正に当たっての考え方について、加藤会長から区長に答申をしていただきます。

委員の皆様の机の上には資料1として、答申文の写しを置かせていただいております。

なお、区長が到着するのが、この後9時45分を予定しております。そのことから、それまでの間、答申について加藤会長、そして子どもの権利部会の部会長である久保田副会長より、この間の検討のまとめとして、それぞれお話をいただき、その後、権利部会の皆様からも一言ずつお話しいただければと思います。

では、加藤会長からよろしくお願いたします。

加藤（悦）会長

今回、子ども条例の改正に当たっての考え方（答申）というものが出来上がったわけですが、この日を迎えることができ本当に良かったと思っております。本当にありがとうございました。

最近、子ども条例を新たにつくる自治体も徐々に増えていますが、今回の条例改正に向けた議論は、もしかすると、ほかにあまり例を見ないものかもしれないと思っております。議論に加わる中で2つ感じたことがありますので、お伝えいたします。

世田谷区の子ども政策は、十二、三年になりますでしょうか、今まだここに来ていないので名前を出しますが、保坂区長、さらには森田前会長を中心とした取組を進めてきて今に至っていると思っております。そういう意味で、今回の条例改正に向けた議論は、現在の政策とか地域の取組を念頭に条例内容を、2章とか3章とか4章、さらに6章の評価検証に関しても議論が熟す中で盛り込まれた内容だと考えています。

そういう意味では、ほかの新たに条例をつくる自治体と比べて、この条例と今動いている政策の相乗効果の発揮というものがかなり期待できるのではないかと考えています。

2つ目は、やはり子どもの権利内容を第2章に明記しようということで進めてきましたので、ぜひ子どもたちの実生活、さらには政策とか支援の現場で、子どもの権利基盤を推進していく生きた指針として用いていけるような、そういう条例としてつくり上げていく必要があるのでは

ないかと思っています。

久保田副会長

ここまで形になることができ、本当にありがとうございました。
では、続いて子どもの権利部会で部会長をさせていただいた久保田のほうから一言言わせていただきます。

今日つけていただいている資料1の49ページを少し見ていただければと思います。権利部会では、9月から始まって、全部で第7回まで部会として開催しました。その中では、こちらに開催状況で書いてありますが、初めての試みというか、第3回と第6回では、青少協の小委員会と合同開催ということで、こちら子子会議と青少協で協力しながらいろいろな意見を出して検討を進めてまいりました。

その中では、昨年度まとめて、私は部会の中に入っていましたが、世田谷区の子ども条例と子どもの権利に関する報告書の提言を踏まえた議論からスタートして、その中でも、それ以外の御意見、視点からの発言等々たくさんありまして、なかなかまとめていく中で、事務局は非常に苦労されたのかなとは思っております。

ただ、その中でうまくまとめて、今回答申という形でまとめたということは一つ成果としてよかったかなと思っておりますが、やはり議論を進めていく中で、一旦答申という形にはなりましたが、もちろん条例をつくるのは次年度になりますし、この子ども条例は非常に重要な役割を持っているということが改めて分かりましたので、ここで議論をやめることなく、引き続き、今回の答申でまだまだ深く掘り下げられなかったところ等々もあるかなとは感じておりますので、この子ども条例を世田谷区の中で浸透させ、さらにいろいろな御意見を踏まえながら、この子ども条例をさらにブラッシュアップしていく、それというのはどこかで終わり、完成ということではなく、常に議論を進めていく必要があるのかなと考えております。

ですので、ぜひこの答申に、権利部会ではなかった方たちも見ていただいて、また意見があれば、これはいつでも出してよいものだと思いますので、そのあたりでまた皆さんの御意見をいただきながら、よりよい子ども条例に向けて、また次年度、この子子会議にも報告等々が恐らく定期的にあると思いますので、またここでも議論していきながら、この子ども条例、世田谷区の中で議論を深めていければと考えています。

嶋津課長

というところで、私からの一言は以上にしたいと思います。
加藤会長、久保田副会長、ありがとうございました。では、権利部会の皆様からも一言ずつお願いしたいと思いますので、では、〇〇委員か

ら、またお願いします。

委員

〇〇です。この子どもの権利部会に関わらせていただいて、世田谷区では、もう本当に早くから子どものこの条例ができていますが、まだまだ世間的には、子どもの権利なんてわがままだとか、そのように言われているような、日本全国で見たらそういうときに、でも、やはり先駆けてこれをつくっていくということのすばらしさ、私も部会の中にいて、すごく、自分で考えながらそれを思うことができたということが本当によかったなと思っています。

特に子どもに対するヒアリングというのを何度も行った中で、子どもたちがどう思っているのか、これは大人が子どもに権利として与えるものではなくて、子ども自身の権利なのだということを子どもに考えてもらおう、そういう機会を本当に多く、同時にやりながら、これを答申に出せたことは本当によかったなと、私にとっても非常に大きな学びになった機会です、皆さんに感謝しています。ありがとうございました。

嶋津課長

では、続いて〇〇委員、お願いします。

委員

〇〇です。先ほど久保田副会長からあったように、私は青少協の委員も兼ねていることもあっての、今回入らせていただいておりますが、やはり青少協のメンバーである大学生が、今回のこの子ども条例の改正について参画できたことは非常によかったなと思っております。

今回、答申を出させていただきますが、さらにこれを踏まえた上で、次の議論が大学生中心としながら進めていくこととなりますが、やはり当事者の声をいかに反映させていくのかというところは非常に大事だなと思っております。

それとともに、つくって終わりではなくて、やはりまだまだ、子ども条例、現時点でもあまり知られているわけではないというところの中で、それをいかに広めていくのか、特に学校教育の現場でどこまで落とし込めていけるのかというところが大事になると思っておりますので、さらにこの子ども条例をより進めていくことに関わっていききたいなと思っております。

どうもありがとうございました。

嶋津課長

では、続いて〇〇委員、お願いします。

委員

まずは、これを策定するに当たって、嶋津課長はじめ林係長には、本当に我々権利部会の委員の議論に付き合ってください、それを誠実に答申にまとめていただきましたことに御礼申し上げます。

そして松本部長は、この条例を改正するに当たって、世田谷区としての覚悟を我々に示してくれて、安心して議論することができました。本

当に御礼申し上げます。

この7回の議論の中で、青少協との合同部会は非常によいものであったかなと思います。子ども・若者委員からの意見をいただいたということは、本当に我々の新たな気づきにもなったのではないかなと思います。

そして、1章から6章まで、なかなか総則の部分を議論することができなかった部分を、7回にわたって、途中からしっかり議論することができた、そして、子どもの権利をどうカタログ化するかに関しては、久保田部会長が最後の第7回の議論の中で、子どもの権利の考え方ということを示していただいたことは、新たな知見になったのかなというようにも思います。

4章の基本となる政策についても、区としてこれから何をやっていくべきなのか、その中で子どもの権利学習を積極的に進めていくという姿勢を示すことができたことは、今後、条例を使いながら、どのように子どもの権利を啓発していくのかというとても大切な部分になったかなと思います。

第5章の子どもの権利擁護については、せたホッとからの意見をいただくことが少し遅めのところで出てきたわけではありますが、それを踏まえながら、権利部会の中で誠実に議論してきて、その議論を基に条例改正につなげていく、永続的に議論をしていくという嶋津課長の答弁がとても印象に残っております。

そして第6章に関しては、評価検証の体制をどう組んでいくのか、その中で新たに子どもの権利委員会を発足し、新たに改正した条例を検証していく仕組みの方向性を示すことができたということは、とても大きい改正につながる議論だったかなと思います。

来年度1年間かけてしっかりこれを条例化して、それに基づく普及啓発が進んでいけばいいかなと思っております。ありがとうございました。

嶋津課長
委員

ありがとうございました。続いて〇〇委員、お願いします。

委員の〇〇です。東京育成園のほうから参加させていただいております。私が委員に選ばれたのは、社会的養護の中にある子どもたちを、そういう状況を少しでも皆さんのところでお話しできればよいのかなと思って参加させていただきましたが、区内で暮らす、そういった社会的養護の下にある子どもたちは百数十名かなと思うのです。そういう本当に一部の子どもたちと言うとあれですが、ただ、やはり会議に参加させていただく中で、そういうある意味特殊な状況下で生活している子どもたちという何か特別な視点ではなくて、全ての子どもたちにどのように

なってほしいのかとか、あるいは我々大人がどんなまちで子どもたちを育てていきたいのかというような、すごく基本的なところを考えさせていただききっかけになったなと思いました。

それを基に、引き続き、施設のほうで暮らす子どもたちにどういう支援をしていくのかというところを改めて考えるきっかけをいただけたということで、非常に感謝しております。引き続き、どうぞよろしくお願いたします。ありがとうございました。

嶋津課長
委員

ありがとうございます。続いて〇〇委員、お願いします。

〇〇です。このたびは権利委員会に参加させていただいてありがとうございました。私は、こういう何か一つのものをつくっていくということ、大体半年で、7回でこれだけのものができるということに結構びっくりしていて、最初のほうは、これは本当にまとまるのかなというぐらいに、すごい意見が出たり、時々ちやぶ台返しのような意見が出たり、大丈夫かなと思ったのですが、これはすごい事務局の方の事務能力のすばらしさに感嘆しました。

ただ、私がいつも感じていたのは、子どもが例えば小学生になったら、突然小学生になれるような子どもになれるのかとか、18歳になったら、今度はこの権利を守らなければいけない人間に突然なるのかとかということをすごくいつも疑問に感じていたのですね。

その部分を、やはり委員の皆さんが同じように考えて、青少協の方たちの話とかで気がつき、そうだよねということで、そこを一生懸命話してくださったことが、私はすごくうれしかったし、印象に残っています。

この答申を基に、来年度に本格的な話に入っていくかと思うのですが、ぜひそれを子どもたちのためにというより、子どもたちがの主語になるようなものにつくっていただきたいなと思っております。

1年間どうもありがとうございました。

嶋津課長
委員

ありがとうございます。続いて〇〇委員、お願いします。

〇〇です。本日は遅れてしまって申し訳ありません。権利部会に参加させていただいて感謝しております。学識経験者の中で素人の区民で参加させていただいて、最初はすごく難しいなと思ったのですが、さすがは権利の専門家たちで、私の分からない質問にも辛抱強く答えてくださって、うなずいてくださって、とても意見しやすかったです。これが心理的安全な環境なのだということをも感じました。

私が子どもの頃、多くの大人のほとんどの方が権利を保障されずに育ってきたと思うのですね。その大人に向けても受け入れてもらえる

いいなと思っております。

子どもにとって第一の社会になる家庭で、この子どもの権利というものが浸透していくと、随分多くの子どもと、あと大人も子どももハッピーになるのではないかと考えています。どうもありがとうございました。

嶋津課長
委員

ありがとうございます。では〇〇委員、お願いします。

区民委員の〇〇です。私も区民委員で参加させていただきましたので、何分門外漢ですので、ほかの委員の皆様の足を引っ張らないように、そこだけを頑張りましたが、本当に専門の皆様の御見識を賜りまして、非常に感心しておりますし、また、本当に事務局の皆様の働きぶりには感銘を受けました。本当にありがとうございます。

よき条例改正の暁には、本当にこの子ども会議に参加するまでは、まるっきりこういう条例があることを知りませんでしたので、せっかくのすばらしい条例を区民の皆様に少しでも知っていただけるように、素人ながら少しでも努力できればなと思っております。

どうもありがとうございました。

嶋津課長

ありがとうございます。以上で権利部会の委員の皆様からの一言をいただきました。

区長が到着しておりますので、加藤会長、保坂区長、前のほうにお願いいたします。

では加藤会長、お願いいたします。

加藤（悦）会長

一言申し上げます。

この時期、このタイミングで条例改正の考え方をまとめることができたのは、やはりこれまでの世田谷区の子ども・若者施策の積み上げがあつて可能であつたと思っております。そういう意味で、この条例の内容、改正に当たっての考え方の内容は、現在の政策を念頭に置きながらまとめてきましたので、施策との連動とか、あるいは子どもの実生活における生きた指針としてまとめ上げていけるとよいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

[答申書手交・写真撮影]

嶋津課長
保坂区長

では、区長から一言、よろしく申し上げます。

皆様、おはようございます。ただいま、加藤会長より答申を確かに受領いたしました。答申作成に御尽力いただきました加藤会長、そして久保田副会長をはじめ委員の皆様には心からお礼を申し上げます。ありが

とうございました。

昨年9月、子ども・子育て会議において、私から加藤会長に諮問をしまして、子ども・子育て会議子どもの権利部会を中心に、この半年間で7回、大変密度の濃い議論があったと、委員の皆様からのお話でも伝わってきたところでございます。

答申作成に当たって、これまでの区の取組を継承しながら、条例の主役、権利の主体である子ども・若者たちの意見を聴くために、子ども・青少年協議会との合同会議開催、小中学生、若者へのアンケートやヒアリング、それから私も参加させていただいた子ども・青少年会議などを行って、子どもたち、若者の世代の意見も反映させていただいているのかと思います。

私ごとになりますが、国連子どもの権利条約が衆議院外務委員会で審議されていたときに、子どもの権利条約で子どもの声を聴かずに審議していることはおかしいということから、当時、外務委員会に子どもの代理人として私、出席しまして、実はテーブルに入った子どもたちの声を委員席に聞かせるということを提案したのですが、国会の慣習で、何かテーブルを回してはいけないという慣習が当時、まあ、今もあると思いますが、そこで、その一手手前の理事会で子どもの声を十数分聞いていただいたというようなことが、いわば批准前の出来事でございます。

その後、国会での議論も、子どもの権利条約国内法はと聞いても、「いや、これは途上国の条約であって、日本の子どもたちは当事者ではありません」というものが政府の当時の見解でございました。たびたび権利条約締結国会議で指摘を受けながらも、その姿勢は変わらなかったわけですが、次第に児童福祉法に子どもの権利が入ったり、子どもの虐待防止法にも、その権利という言葉が入り、ついに子ども基本法という国内法もできたという中で、世田谷区は2000年にこの子ども条例を、子どもが読める表記で制定していたと。

時代に合わせて、また、子どもの声をより取り入れてバージョンアップするということで、今日の皆様方からの答申をしっかりと一度受け止め、条文化に取り組んでいただきたいと、また、その条文化のプロセスでも御意見、御指摘等を受けさせていただきたいと思います。

大変ありがとうございました。一言に代えたいと思います。

嶋津課長

保坂区長、加藤会長、ありがとうございました。

区長は、この後、他の公務のため、ここで退席させていただきます。ありがとうございました。

それでは、今の中で諮問答申が以上となります。この後は、加藤会長

に今後の議事について進行をよろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、すみません、御紹介を忘れてましたが、今日は米原委員がオンラインで入っております。よろしくお願ひします。

では、よろしくお願ひします。

加藤（悦）会長

それでは、本日の議事に入りたいと思ひます。

本日は資料がかなりたくさん出ていまして、子ども調査の報告書など、今後計画を策定していく上で根拠にしていく大変貴重な資料もたくさん配付されています。

それでは、本日は審議案件が1つ、報告案件が6つありますので、まず審議1つ目の特定教育・保育施設の確認にかかる利用定員の設定についてということで、事務局より資料2の説明をお願ひいたします。

嶋津課長

それでは、事務局から御説明します。資料2を御覧ください。本日の審議事項ということでございます。こちらは特定教育・保育施設の確認にかかる利用定員の設定についての御説明でございます。

本件は、子ども・子育て支援法に基づいて特定教育・保育施設の利用定員変更に当たって、子ども・子育て会議にて御意見をお伺いするものでございます。

今回は、1号認定について利用定員の変更があるため、別紙にて御説明したいと思ひます。それでは別紙の資料を御覧いただきながら説明させていただきます。

令和6年4月時点で、新たに子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設に移行する私立幼稚園が1件、実際には世田谷地域の平安幼稚園で、上のほうにあります。

続いて、今度は利用定員を変更する私立幼稚園が1園、これは玉川地域ですが、尾山台ナザレン幼稚園がございまして。

前回、利用定員の変更を御報告しておりますが、円光院幼稚園を含めて、ここに表として記載になってございます。

今回、利用定員は御覧いただいたとおりマイナス、減少ということですが、この原因としては、全体的な入園数の減少ということが影響しているというもので、実態を踏まえた設定ということでございます。

真ん中あたりに増減、その結果が、その3園の認可定員の減がマイナス120という数字になっております。

その下には<参考>で、未移行の幼稚園、実はこの後、閉園を予定している幼稚園が私立園4つございまして。その4つの幼稚園が段階的に閉園していくということもありますので、認可定員の数と入園可能数が、それぞれ若干数字が違うところはあるんですが、この4つの閉園の影響

で、その結果、ここもマイナス299という数字が出ています。

それを合わせると、一番下のほうに、右側に増減でマイナス419とありますが、先ほどのマイナス120とマイナス299を足し合わせて、マイナス419という数字になります。

トータルで、一番下を見ていただきますと、以上を踏まえると、1号認定の確保量を算出しますと、こちらが令和6年4月1日時点で、下から2行目の数字、1万1,196となります。

そして需要量見込み、これは計画上の数字ですが、既に計画で出している数字が1万845ということですので、これを満たしているという状況になります。

簡単ですが、説明は以上でございます。

加藤（悦）会長 今回は利用の実態を踏まえた形での定員変更という審議となります。その結果として、今どういう状況になっているのかについても御説明いただきました。ありがとうございました。

ただいま事務局から説明があった件について御意見、御質問などがありましたらお願いいたします。

委員 資料のほうからいろいろ話を伺って、4園閉園という話も聞いていたのですが、ナザレンさんは存じ上げていますが、今後、例えば施設型に移行するような園はもっとどんどん出てくる見込みなのでしょうか。

嶋津課長 そうですね、適宜いろいろな新しい制度を含めて、こちらも園長会を通じて御案内したりしているのですが、やはりどうしても国で決めている認可基準をなかなかクリアできない幼稚園が多いのですね。小さくて昔ながらにやっている幼稚園が多くて、建物面積や部屋の数などの基準をなかなか満たせない幼稚園が結構、実は半分ぐらいが、そういう幼稚園が多いということが、世田谷区の現状でございますので、今そういう法的な壁というところには、なかなかクリアできないところもあって、その中での運営をうまく円滑にやっているという状況です。

委員 ありがとうございます。あとは特にはないです。

加藤（悦）会長 ほかにはいかがでしょうか、御意見、御質問等はございませんか。

それでは、本件については以上といたします。

続いて、報告事項に入りたいと思いますが、資料3の報告(1)認可外保育施設における重大事故及び区の取り組みについて、事務局より御説明をお願いいたします。

事務局 認可外保育施設における重大事故及び区の取組について、資料3で御説明します。私、保育認定・調整課長、松岡と申します。

本件は、広く報道でされている件で、既に御存じとも思われますが、

昨年末の12月13日に、区内認可外保育施設にて、乳児が死亡する重大事故が発生しました。亡くなられたお子様の御冥福を心からお祈りいたします。

区は、児童相談所設置自治体として、認可外保育施設への指導権限がある中での重大事故が発生してしまいまして、本件を重く受け止めております。

事故発生直後から調査を進めておりますが、警察捜査中ではありますが、その検証も進めておりまして、現在、把握した内容と、また、今後二度とこのような事故が起こらないように、早期の再発防止の取組などを今回御報告させていただければと思います。

資料の2、事故内容ですが、今回起きたところが認可外保育施設のいわゆるベビーホテルという無認可の施設でございます。

亡くなられた児童は生後4か月の乳児で、認可の保育園に内定できなくて、令和5年11月から当該施設に月ぎめの契約で入園しておりました。

事故発生は昨年、令和5年12月13日水曜日の15時15分頃となっております。

発生当時の児童数及び職員数ですが、児童数は、0歳が5名、1歳が3名、2歳1名の合計9名いらっしゃる中で、職員は施設長の1名、この施設長が保育資格を持っている方で、臨時職員2名、無資格の方、合計3名となっております。

発生時の状況ですが、13時20分頃から50分頃まで、職員が当該乳児に対して授乳し、げっぷもさせています。

14時頃、その授乳後、乳児を職員があやしておりましたが、14時50分頃から、この保育資格を持っている施設長が、当該施設の卒園児童の送迎のために一時外出しておりまして、その中で、この職員の1人が当該乳児を布団にうつ伏せに下ろして、別の乳児の対応をしていた中で、その後ちょっと異変が起きたというところです。

その15時15分頃、施設長が戻ってきまして、異変に気づいた別の職員が、この施設長にお伝えし、2ページ目を御覧ください、施設長が当該児童を確認しましたが、反応がなかったと。その後、救急搬送いたしましたが、病院に搬送されましたが、死亡が確認されました。

当該施設の状況ですが、概要的なところですが、近年、年度前半は0歳児を含め、月ぎめ契約の児童は少ない状況でした。そして10月以降、特に0歳児が増えております。昨年、令和5年の7月時点では、0歳児の月ぎめは0人だったのが、12月時点で6名と増えていました。

また、当該施設は、月ぎめと一時の乳幼児を預かっておりまして、個別の登園時間等、利用者のニーズに合わせた臨機応変な対応が求められている施設でございました。

また、職員ですが、施設長以外は、近年、短時間勤務の臨時職員で構成されていて、また勤務実績の短い方、少ない方が多かった状況でした。

そして、施設長はうつぶせ寝の危険性の研修や指導を職員にしっかりと行っていなかったという状況でした。

こちらの状況を踏まえて、今回、3の区の取り組みとして、早急にちょっと再発防止というところで、(1)からの取組を進めておりますが、ちょっと時間の関係で、詳細は御覧いただければと思いますが、まず、事故発生直後から、0歳児を受託している認可外保育施設に対して、事前予告なく訪問する抜き打ちの午睡の検査を実施いたしました。合計47施設で、その中で、ちょっとうつ伏せ寝を確認した施設は、0歳児はいませんでした。1歳児、2歳児、3歳児の中で3施設ございました。その場でももちろん指導を行いました。再訪問、再々訪問いたしました。改善を確認しております。

3ページ目を御覧ください。(2)指導監督体制の強化ということで、今回臨時で抜き打ち検査をしましたが、今後もその辺の体制を整えまして、令和6年度も継続して実施してまいります。

また、安全確保の取組として、直後に、2月8日、区内の全保育施設に対して安全管理の徹底の周知をいたしました。また、保育の安全に関する通報受付ということで、ホームページにも掲載をいたしました。

また、安全に関する機器等の導入に関する経費、こちらも令和5年で実施しているのを継続して令和6年も実施いたします。

救命救急講習に関しても日赤の協力の下、実施を予定しております。

最後に、現在、検証委員会を2月から立ち上げて、児童福祉審議会の保育部会に設置して、検証委員会を実施しております。事故発生の原因の分析と、また検証を行いまして、今年の9月に報告書を作成するとともに再発防止策とさらなる保育の質の向上に向けまして具体的な取組を進めてまいります。

御説明は以上でございます。

加藤（悦）会長

ありがとうございました。事故の背景、経緯、その後の対応を含め御説明いただきました。今回の事故は、職員体制など保育の質に課題がある認可外保育施設の一つで発生したわけですが、この深刻な事故が起きたということで、本当に重く受け止めなければいけないと思っております。現在、検証委員会で議論が進められているということですが、この

件について御意見、御質問などありましたらお願いいたします。

委員

さくらしんまち保育園の〇〇でございます。私立の認可保育園としても大変重く受け止めておりまして、200を超える私立認可保育園の園長先生皆さんで、まず黙禱をささげまして、その後にお昼寝の環境、乳児保育の安全について緊急点検を行いました。緊急点検を行った結果を各園の保護者にお知らせして、再発防止を誓うというふうなところでございます。

それでも、やはり子どもたちは子どもの集団の中で育ちますし、乳児保育はもう一歩も引けない、今、大事な状況です。子どもたちにとっても保護者にとっても乳児保育は、今とても大事な状況にございますので、いま一度安全を確立しつつ、また保育に邁進していこうというところで、すみません、意見ですが、述べさせていただきました。ありがとうございます。

加藤（悦）会長
委員

ありがとうございます。続いて、では〇〇委員、お願いします。

〇〇です。とても心の痛む事故で、私も保育に長く関わっている者として、今後のことをすごく考えるところですが、検証委員会も立ち上がっているということですので、まずはそこに非常に期待しております。

ただ一つ、認可外保育施設の研修等も担当させていただく中で、今回、施設の中で非常に基礎的なことを守られていないとか知らないという状態だったかとは思いますが、認可外保育施設の職員の方々は、本当にそういう機会をお持ちではないのですね。

というのは、40年くらい前までは、うつ伏せのほうが子どもは安心しますよというような伝え聞きの保育が実施されていた、そういう現状もございます。でも、今、当たり前にならなくなった。

そして、そのうつ伏せ寝をしないだけではなく、きちんと顔を見る保育をしていく、そのようなことを研修もしくは知識として入れようとするにも、体制が整わないために研修に出てこられない。オンラインでもいろいろやっておりますが、これは東京都の福祉保健財団のほうですが、それで担当しているわけですが、なかなかできないという現状がございます。

そこで区にお願いしたいことは、やはり、結局非内定後の受皿として、今、子どもたちが非常に、0、1、2も含めて定員割れもあるという現状ではありますが、受皿として、区の子どもたちを育てている、そこに関わる人たちの最低限の知識を得られる状況をつくっていただく、そういう場面を区内でも保障していただきたいと、これは早急に、検証委員

会を待たずしても、何らか手はあるだろうと感じているところです。

プラス、今はいろいろな機器で、後ろにも書いてありましたが、センサー云々というものはマスコミでももてはやされておりますが、やはり顔を見る保育ができるような状況を非常に大事にしていくという姿勢と、また、認可外を回ってくださっている多くの先生方がいらっしゃると思います。その先生方のお力を十分発揮できる体制を整えていただければと思っております。よろしくお願いたします。

加藤（悦）会長 ありがとうございます。今、〇〇委員、〇〇委員から御意見、御提言いただきましたが、事務局よりございますでしょうか。

事務局 御意見ありがとうございます。今、〇〇委員がおっしゃっていただいた件は、先日行われた検証委員会でも、まさにそこが結構重点的に議論されたところでございます。ちょっと私の率直な感想でも、今回発生した内容、原因が、ちょっととても信じられないような基礎的の、まさにもっと基礎というところでした。

やはり今回の、本当に子どもの命を守るという原点に立ち返るべきことだということがありますので、今おっしゃっていただいたところをどう確保するか、基本的なところを研修の中に組み込め、そして、重要なのは、職員の隅々までしっかり浸透させるか、そういうところの仕組みも、今後ちょっと考えていければなと思っております。

以上です。

加藤（悦）会長 ありがとうございます。それでは〇〇委員、お願いします。

委員 もう検証委も立ち上がっているということで、これからの解明をいろいろ期待したいところですが、たまたまおととい、沖縄の那覇市の認可外保育所の報告書が出たところなんですね。それをちょっと読みますと、ここで言うのもあれですが、認可外保育所にできないようなことばかり提言がありまして、人員を増やせとか、研修の機会をとかということがたくさんあって、「いや、でも、これができていけばもう事故は起こらないよな」というようなことがちょっと提言にあったんですよ。

ですので、やはりそうではなくて、根本からどのようにしたらよいかかというところを考えなければいけないのかなと、今回すごく思っています。まさに今この地域で起きたことで、本当に非常に重く受け止めているんです。

その認可外の研修については、私も他の自治体で巡回相談というのをやっていて、巡回に行った場所で、そこで研修をするのですね。多分、研修に出せない、人を出すことは非常に難しい、今、認可でも本当に出すことは難しいので、実際に行って、そこでお話をして、研修をして、

先生たちからいろいろなヒアリングをしてというようなやり方で、やはりやっていくことが一番よいのではないかと1つは思っています。

それと、もう一つこの事故の問題として、やはり年度途中の待機児童の問題があると思うのですね。その年度途中の待機児童をどうやって解消していくかということを、多分本格的にやらなければいけないのですが、それと同時にこういうことを仕事でされている方たちの、では、それを奪うことになるのかとか、またいろいろ問題、矛盾が非常に出てくると思うので、制度的なところ、例えば認可外を認可にどんどん移行していく形のやり方を世田谷独自で考えていくとか、本当に根本的なところからも、少し皆さんで考えていく必要あるのだなと思いますので、また今後のことを見守りたいなと思っています。

以上です。

加藤（悦）会長
委員

ありがとうございます。それでは〇〇委員、続いてお願いします。

今、〇〇委員がお話ししてくださったように、背景には、この数字にも出ていますが、7月までは0人だった0歳児が、もう11月頃から10人とか6人とかになったと、やはり年度の途中で0が埋まらないと言っても、満床になって入れなくて、こういう施設にお願いせざるを得ない家庭がたくさん出ているというところが現状なのですね。

実際この問題のあった施設ですが、ここに助けられた人たちもたくさんいて、やはりそこを頼らないと、今成り立たないのが世田谷区の保育の事情だと思うのです。

同じく1歳、2歳も、今年物すごくあふれていて、実際につちもさっちもいかないう方がたくさん出ています。いろいろなバランスを取らなければいけないので、考えていかなければいけないことはたくさんあると思うのですが、足りていないということだけは覚えておいていただきたいと思っています。

やはり余裕がないと、これはどう見たってこの人数の人たちをこの3人で見るということは、そもそも無理な話なので、そうせざるを得ない状況にあるということをつくってはいけないなと感じました。お願いいたします。

加藤（悦）会長

ありがとうございます。認可外も実質的には大きな戦力である中で、命を守るというところから、その根本的なところから考えるきっかけにしていかなければいけないということですが、ほかにはいかがでしょうか、御意見、御質問のある方。

それでは、いろいろ、研修をどう行き渡らせるか、あるいは巡回相談、さらには地域のネットワークの中でどう支えていけるのか、様々な御意

見をいただきましたが、事務局よりございますでしょうか。

事務局

御意見ありがとうございます。背景のところから御指摘いただいています、そうですね、年度途中の、おっしゃっていた、年度当初は0歳が空きで、今期あたりも300人近く欠員が生じるかもしれない、しかし、年度後半になると、もうそれがほぼなくなるという現状がある。

そして、事故後の区長の記者会見のほうでも、その辺も含めて検証委員会でどう対応していくかを議題に入れていき、検証委員会でちょっと検討していくということを聞いております。

そして、なかなか認可外を認可へと、ちょっとおっしゃっていた御意見もありました。先ほど幼稚園の話もあったのですが、認可外保育園も、やはりちょっと小さいところが多くて、なかなかそこは難しいという課題もございます。

いずれにしましても、やはり認可外で受託しているということは事実ですので、認可外でも、もう認可・認可外に関わらず、保育の質をどう維持向上していくかというところをまず早急に検討して、それを確保していきたいと思っております。

以上です。

加藤（悦）会長

どうもありがとうございました。引き続きどうぞよろしく願いいたします。

それでは、本件については以上といたします。

次に、資料4の報告(2)令和6年4月認可保育園等の申込状況と保育待機児童緊急対策（1・2歳児）についてということで、事務局より御説明をお願いします。

事務局

保育課長の伊藤です。私からは令和6年4月認可保育園等の申込状況と保育待機児童緊急対策（1・2歳児）について御報告申し上げます。

1、保育入園申込みの状況等についてです。(1)一次申込の状況ですが、認可保育園等への令和6年4月入園申込み（一次）は、締切り時点で申込者数が6,044人となって、前年と比べて44人増加、入園可能数を上回る申込み状況となっていました。

(2)二次選考の状況ですが、二次選考の非内定者が昨年度と比較して、2歳児が200人増加しました。その他の年齢の非内定者は前年度より減少しておりますが、全体で139人の増となっております。

続いて次のページ、2の保育待機児童緊急対策（1・2歳児）についてです。(1)主旨ですが、令和6年4月に向けた入園選考では、1・2歳児については昨年以上の待機児童の発生が懸念される状況となっております。一方で、0歳児は、ここ数年、特に年度前半に多くの欠員が生じ

る状況が続いておりまして、私立保育園等の経営を圧迫する状況や保育の利用ニーズとのミスマッチが顕著になっております。

こうした状況を踏まえ、令和6年4月に向けた保育待機児童への緊急対策として、二次選考に向けた定員弾力化解消の取りやめや待機児童対策に特に効果の高い地区に絞り込んだ、私立保育園の二次選考枠の確保等に着手しておりますが、さらに、4月当初の0歳児定員に欠員が生じる私立保育園等に対し、区の要請に応じて、人員等を活用して1・2歳児の受入れを実施できるように区独自の運営費加算を創設するといった内容を述べさせていただきます。

続いて(2)緊急対策についてです。以下の①から③の緊急対策の実施によって、保育待機児童対策に効果の高い1・2歳児の計80人分の定員確保を行うというものです。

①は二次選考で既に対応したものです。区立保育園では、定員弾力化解消の取りやめや定員減の一部取りやめを行って、私立保育園では、待機児童対策に特に効果の高い以下の地区で確保いたしました。これにより17人分の受入れを行いました。

続いて②からは二次選考以降の対応になります。区立保育園での0歳児欠員枠の1・2歳児への振替によって、区立保育園と私立保育園における定期利用保育の拡大について調整して44人分、面積に余裕のある私立保育園の弾力化を調整して5人分の定員を確保しました。

③は、この後御説明する内容ですが、こちらで10名確保したいと考えております。この対策の検討に当たって、参考資料のとおり分析しました。6ページを御覧いただきたいと思います。

現時点での就学前人口や入園申込者数の動向を分析したものになります。以下の全ての数字には転園希望者と辞退者が含まれております。

1の就学前人口です。令和3年度の0歳児は、人口の山が他の年齢より高くなっておりまして、そのまま翌年に推移していることが分かります。下の表の網かけの部分ですね。0歳児が6,410というところから、その年度だけ117人増ということですが、次の年度も88人で、令和6年2月ですが、222人というような形になっております。

続いて次のページ、2の入園申込者数です。こちらも(2)の表が分かりやすいと思います。就学前人口における全申込者数の構成比では、表の網かけのところが高くなっています。さらにその翌年が高くなりそうですが、令和7年度にも影響を与える懸念があることが、こちらから推測できます。

続いて次の3、育児休業希望者の傾向については、あまり変化がない

ため、後ほど御確認ください。

4の育休明け申込者です。こちらも(2)の表が分かりやすいと思うのですが、下の表、申込者に対する育休明け希望者の割合を御覧いただきたいのですが、特に令和6年4月の0歳児が78.8%に減っていきまして、1歳が65.4%に増え、2歳も25.7%に増えておりまして、復帰の時期が遅くなってきたということが分かります。

続いて、5の欠員の状況です。欠員の推移ですが、グラフのとおり年度別欠員の推移では、特に0歳児と3歳児以降の欠員が増加しているということが分かります。

(2)欠員率ですが、ここでは率よりも実数のほうを御覧いただきたいのですが、令和5年4月では、0歳が297人、1歳が69人、2歳が112人ですが、その下、令和5年10月では0歳から6、4、65という形で減少しております。

続いて次の6、一次入園可能数ですが、入園可能数の推移ですが、新規整備を停止したことから、入園可能数は減少を続けております。また、保育士不足や欠員の増加によって、私立園からの弾力化解消や定員減の希望が多くなっておりまして、従来どおりの定員調整方法では、入園可能数の減は引き続き続いていくと考えられます。なお、令和6年4月の1歳児の定員増は、等々力中央保育園の年度途中開園によるものです。

続いて7、内定者と非内定者についてです。(1)は一次選考なので省略して、後ほど御確認いただければと思います。(2)二次選考結果です。こちらは二次選考結果公表時点のもので、その後の調整でさらに内定が進んではおります。

中段②非内定者を御覧ください。令和5年4月に向けた選考では、1歳児が1,000人を超えております。非内定率は9割近くになっておりまして、令和6年の2歳児はまだ確定しておりませんが、昨年度より207人の増加となっております。

続いて14ページの8、入園できていない児童の動向になります。

(1)入園できていない児童数ですが、二次選考非内定のうち、入園辞退者や転園希望者等を除いたものになります。

(2)非内定者数との差ですが、この差は待機児童から除外できるものになります。

入園できていない世帯のうち、認可外保育施設等を利用する世帯の状況は、認証保育所を除く令和3年からの過去の3年の各施設利用者では、1歳児が77人、2歳児では36人となっております。例年、待機児童に算入していないものの、認可施設を希望しながら入園できていない世

帯でありますので、引き続き、緊急対策とともに入園希望に対応できる
よう対策を進めてまいります。

あわせて、待機児童対策の受皿となっている地域の認証保育所に対し、積極的な受入れを働きかけているところです。

続いて、最後のページになりますが、9の1歳児・2歳児の待機児童の見通しで、1歳児・2歳時の入園できない世帯に対して、各年度の育児休業延長や保育施設の利用等を勘案した上でも、現状では398人の入園が引き続き厳しい見通しになっております。今回の緊急対策の実施によって、先ほど御説明した80から対応済みの17を除いた63人分の入園可能数を確保しております。

さらに例年、この時期、内定辞退者や区内転出者が全年齢で400人ほど出ております。とはいえ、昨年度は待機児童が出ていながら欠員もございました。地域や年齢での偏在は今年度も考慮すべきと考えておられまして、そうした事情により保育待機児童数が出る可能性があります。こうした状況を踏まえて、一人でも多くの方の受入れができるよう、引き続き認証保育所への働きかけや定期利用保育での受入れ等、対策に取り組んでまいります。

3ページにお戻りください。中段の(3)1・2歳児受け入れ特別加算の内容です。

①対象施設は記載のとおりになりまして、②主な要件です。年度当初に0歳児クラスに欠員が生じる保育園等が、区の要請に応じて、当該年度を通じて0歳児の全部または一部の受入れを停止する代わりに、定員の弾力化によって1・2歳児の受入れを実施することとしております。

③単価は月額8万2,000円です。

④所要経費は984万円で、既存の歳出予算で対応いたします。

⑤本事業の効果見込みです。0歳児クラスに欠員があり、保育室の面積要件等を踏まえ実施可能な40園に、1・2歳児の受入れの可能性をヒアリングした結果を踏まえ、合計10人程度の欠員分で本加算の活用を想定しております。

⑥その他ですが、ア、本事業は年度当初のみ適用としますが、1・2歳児で受け入れた児童の進級を保証するために、職員配置の都合で0歳児の受入れ停止を解除することができない場合は、この補助を継続するというものです。

ちょっと飛ばして、ウの令和7年度の入園選考に際しては、本事業の継続実施は、今後の待機児童の状況を踏まえて改めて判断いたします。

エですが、実施候補園においても、令和6年4月より開始する未就園

児の定期的な預かり事業の実施は可能となりますが、本緊急対策の実施を優先するように実施候補園とは個別に調整をしております。なお、0歳児の欠員のうち受入れを停止した部分については、未就園児の定期的な預かり事業補助金の対象とはいたしません。

最後の⑦今後のスケジュールですが、令和6年4月の事業実施を見込んでおります。

(4)その他ですが、①1歳児と2歳児の入園については、引き続き厳しい状況が想定されますので、令和6年4月の入園状況の分析をさらに進め、年齢間での利用ニーズのミスマッチ解消に向けた定員調整方法の見直しなど1・2歳児枠のさらなる確保策について検討してまいりますほか、引き続き認証保育所での1・2歳児受入れの協力を働きかけてまいります。

3～5歳児の欠員が生じる施設について、欠員の状況を踏まえ、定員調整等によって職員を確保でき、保育室等の設備上支障がなく1・2歳児の定員増が可能な施設については、別途調整をいたしていきます。

②0歳児の年度途中入園希望への対応については、認可外保育施設における重大事故に係る検証委員会での議論や検証結果を踏まえ、幅広い観点から再発防止策と併せて具体的な検討を行ってまいりたいと考えております。

説明は以上になります。

加藤（悦）会長

ありがとうございました。申込み状況から待機児が出る可能性が出てきたということで、世田谷区のこれまでの待機児童対策に向けた様々な取組の実績なども踏まえ、緊急対策ということで、現在取り組んでいる部分に関して、ちょっと具体的に御説明いただきました。また、育休の申込み状況などから予測される今後の動きなども予測しながら、データを分析しながら対応していきたいということも述べていただきました。

それでは、この件について御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。〇〇委員、お願いします。

委員

〇〇です。1・2歳児の問題は、今、国全体と言いますか、首都圏の大きな問題だとは思っておりますが、今御説明の中で、認証園への働きかけという言葉が何回か出てきたかと思えます。認証園の現状は非常に厳しいものがありまして、それは重々御承知の上で、単価の問題等の御提示があったのかなということも分かるのですが、実際には人の確保もかなり大きな問題かなと。先ほどの認可外も、短時間でつないでいるという状況ですし、認証園も人の確保が非常に問題で、認証園の施設長研修では、いつもそこが問題になります。

事務局

特に中堅の先生方は、そこを一番悩んでいらっしゃいます。どうつないでいくのか。それに対して、認証園への働きかけ、認証園への働きかけと何回も出てきたのですが、その人の確保について何らかの働きかけで受け入れるだけの保証と言いますか、保証という言い方ではちょっとぴったりしないのですが、何らかのバックアップができるような、区はこの1・2歳児の待機児になるであろう状況の中では、施策として考えられているものはあるのでしょうか。まあ、現状いろいろのことはやっていらっしゃるということですが……。

まず、認証園への働きかけというところですが、認証も認可と同じように、先ほど申し上げた認可外も一緒ですが、年度前半、0歳児の応募数が非常に少なく、いわゆる欠員が出るような状況で、1・2歳児はほぼ埋まってきているという状況、同じような構図になっています。

そこを、認可は今回、緊急対策で、0歳児の枠を1・2歳児に振り分けたというところを、認証も同じようにちょっとできないかというところで、その辺の働きかけを、もうちょっと一件一件、状況を確認しながらお願いをしているという状況でございます。

認証保育所は認可外と比べて、そもそも定員制変更を柔軟にできるものなので、認証保育所さんは、まあ、申込みの状況に応じて柔軟に定員を変更しているということもございます。なので、例えば認証保育所さんに確認したところ、もう既にそれはやっていますよというところもございます。

また、実は1・2歳児を協力してくださいと言っても、1・2歳児の申込みがまだあまりないというところもありますし、ちょっと結構まちまちな現状になっております。なので、ちょっとその辺も、実情も、もう個別に対応しながら、その辺の対応をしております。

そして、1つ、人の話がございました。認証保育所も、東京都の制度でもありますので、東京都のほうにも、なるべく認可に近づけるような形で支援をしていけないかというところで、この間もずっと要望をしております。

そして、今回、令和6年度に関して、借り上げの、いわゆる補助員の補助、補助員を雇った場合に、その辺の人件費の補助を新たに、実はそれは認可には制度としてあるのですが、認証には今までなかったのもので、その辺は今回ちょっと保育の質を上げるために、新たに令和6年度から実施するものがございます。

なので、そのような形も含めて、ちょっと個別に事情を聞きながら、さらに今後もその辺の認証への支援を検討は続けてまいります。

以上です。

加藤（悦）会長
委員

ありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。

〇〇です。やはり待機時の問題は本当にまだまだ、その地域ごとだったり年齢ごとだったり、時代によって変わっていくなと思ってすごく見ていたところでした。

先ほど御説明いただいた5ページの上から4行目に、3～5歳の欠員が生じる施設という話が出てきているのですが、実際にこの3～5歳の欠員が生じているというところはどれくらいあるのかをちょっと知りたいです。

やはり3～5歳と0歳と1・2歳では単価が違うので、その3～5歳が空いているからと、まあ、単価が違うので、受入れしたいかもしれないけれども、やはり先生の数が必要になってくるので、実は転換するのもまた結構難しかったりという問題があるかと思います。

この3～5歳の欠員が生じている施設というのは実際はどれくらいあるのかを教えていただければと思います。

事務局

保育課長です。3～5歳の欠員が生じる施設についてはそれほど多くなく、限られたエリアになります。区の周辺部分というところが多いところですが、僅かなところでも、特に可能な部分を当たっていくところなんです。部屋割りも3～5歳を一体的にやっていると、か、そういう条件も重なってくると思いますので、そういう僅かな隙間も、ちょっと調整をしてみたいというところを記載しました。

以上です。

委員

ありがとうございました。

加藤（悦）会長
委員

ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。はい、〇〇委員。裏を返せば、それでも世田谷で子育てをしたいという方がいらっしゃるわけなんです。子育ての養育環境として、やはり世田谷を選んでいる保護者がたくさんいるということでございます。

私立の認可保育園も、もうできる対策は全てやっているぐらいの感覚で柔軟に受入れを考えているところですが、これからさらにできるとしたら、やはり多機能化ですね。今まで保育園が担っていた機能ではないところ、本当に待機児の方が気軽に立ち寄れる場所だとか、子育て支援だとか、そういうちょっと、もう定員枠として限界が来ているのであれば、違う機能を持つというところが1つ活路かなと思います。

もちろん、そのためには財政的なバックアップも必要ですので、多機能化に向けての施策をまた一緒に考えていけたらと思っているところです。

以上です。

加藤（悦）会長

ありがとうございます。4年にわたるコロナの状況があって、世田谷区の待機児というものがかなり大きく変化したわけですが、コロナが収束する中で、また新たにこうした問題が生じてきていると。今、〇〇委員がおっしゃったような保育児童対策の新しいステージに向けて、多機能化というお話もありましたが、新たな待機児童対策ということで、質の面も含めた、あるいは人員確保も含めた、あるいはもう既に東京都にもかなり働きかけているということですが、認証保育の問題に関しては取り組んでいただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、続いて報告(3)に移りたいと思います。資料5の児童館を中心とした子どもの権利の拠点づくりに関する報告書について、事務局より御説明をお願いします。

事務局

子ども・若者部副参事、渡邊です。私からは、児童館を中心とした子どもの権利の拠点づくりに関する報告書について御説明します。

12月の第3回子ども・子育て会議において、検討状況についての御報告をしましたが、全5回の検討会を経て報告書がまとまりましたので御報告するものになります。

報告書本体となるとボリュームも非常に大きいので、資料5のA4判横の概要版を作成しましたので、そちらで御説明します。概要版を御覧ください。

まず検討の背景です。昨年4月のこども基本法の施行により、子どもの権利が基本理念として強く打ち出されました。そして、全ての子どもにとって、権利を実感することができる場として、居場所を持つことが重要視され、国において、こどもの居場所づくりに関する指針が令和5年12月に閣議決定されております。

中段左側の国の指針です。子どもの権利擁護や官民の連携・協働を基盤としながら、こどもの居場所づくりにおける4つの基本的な視点として、ふやす、つなぐ、みがく、ふりかえるを掲げ、各自治体においては指針を踏まえて、自治体こども計画に居場所づくりを位置づけ、計画的に取り組んでいくこととしております。

その資料右側で、世田谷区内における子どもの居場所の現状を図に表しております。現在は児童館を中心として、子どもの居場所をはじめ、地域団体等と子どもの見守りネットワークを構築しながら、子ども家庭支援センター等との連携強化を通じて、主に地域・地区における相談支援機能の強化に取り組んでいるところです。

下段の居場所づくり全体の課題です。子どもの権利を全ての子どもが

実感できる「子どもの権利の拠点」の充実が重要であり、官民間問わず区内の全ての子どもの居場所が連携し、居場所全体の質の向上を図っていく必要があることや、連携や質の向上に向けて、世田谷区では、子どもの見守りネットワークの構築に中心となって取り組んでいる児童館が、コーディネート機能を担っていくことが期待されることを挙げております。

2ページ目へお進みください。子どもが求める居場所についてです。区内の子どもを対象に、インターネット調査と対面によるインタビュー調査を行い、分析を行っております。

まず、左側の子どもを取り巻く状況として、小学生、中学生、高校生世代のいずれも塾や習い事などで忙しい子どもが多く、新たな居場所に行く時間的な余裕がないことや、子ども自身の行動範囲の中にほか居場所がなかったり、居場所の情報を把握しづらいなどが挙げられました。

その右側の、子どもが居場所に求める要素について、子どもの意見を3つに分類しております。空間的要素では、ゆっくりできる空間や、小学生では、屋内外問わず思い切り遊ぶことができるスペース、中高生では、自習スペース、部活や御飯を食べた後にも利用できるよう遅くまで開いていることなどが挙げられております。

物的要素では、食べ物、飲み物のほか、Wi-Fi、コンセント、ゆっくりできるクッションやベッド、人的要素では、意見や相談を聴いて考えてくれ、動いてくれる人といった声が挙がっております。

こうした子どもたちの声から浮き彫りとなった課題を5つに整理しております。遊び場をはじめとした居場所の不足、子どもの声を反映する居場所運営、子どものニーズを捉えた環境づくり、スタッフ同士が互いに居場所を紹介し合えるための居場所間の連携、官民を含めた居場所全体の質の向上となります。

こうした課題を踏まえて子どもの権利の拠点づくりを進めていくための提言が3ページ、4ページとなっております。

3ページを御覧ください。提言①では、官民を含めた地域・地区の子どもの居場所全体を対象とした(1)子どもの権利の拠点づくりに向けた取り組みについての提言となります。

①では共通理念の策定を掲げておまして、理念の共有が、そのまま子どもの権利を実感できる居場所運営につながるよう、子どもと居場所運営の双方の視点から、それぞれ7つの理念を策定しております。

子どもの視点においては、遊んだり自由に過ごすことができること、思ったり感じたことを言うことができる、そして子どもが権利を知り、

行使できるという内容としつつ、居場所運営の視点では、子どもの視点の内容を保障する環境づくりを目指すほか、居場所間の連携、子どもの権利を理解し保障することなどを定めております。

子どもの声から浮き彫りとなった課題から、②居場所間の顔の見える関係づくりと③居場所全体の質の向上に向けた知識やスキルの共有のための取組を進めていくこととしております。

④は、子どもの権利の理解と発信、⑤は、能登半島地震でも課題として挙がっておりますが、災害時における子どもの遊び場や居場所の確保に関する検討、⑥は、拠点づくりを評価・検証する仕組みづくりを挙げております。

最後、4ページです。提言②、(2)では、①子どもの権利の拠点づくりの中核を担う児童館の役割を提言としてまとめております。

①、コーディネート機能の拡充です。3ページの地域・地区の子どもの居場所全体における提言を実効性のあるものとするために、児童館が中心となって居場所の情報把握や発信、居場所間の協力関係の構築や情報連絡会の開催、学習機会の提供等についてコーディネートしていくことを挙げております。

次に、子どもの居場所の一つとして、②、児童館の運営の強化です。具体的には、子どもが居場所につながりやすくするための取組の拡充として、開館時間の延長や子どもの権利を基盤とした運営を実践するための行動規範の策定、災害時における児童館の役割の再検討、人員体制の強化などを挙げております。

こうした子どもの権利の拠点づくりのネットワーク図を掲載しております。このネットワークもすごく悩ましく、つくるのに苦労しているところではあるのですが、まずは児童館が中核となって、居場所同士の連携を基盤とした子どもの権利の拠点のネットワークを構築、強固なものとしていき、そこで共有した居場所の情報や子どもの権利、各居場所の強みなどを、地区の子どもの見守りネットワークやそのほかの居場所に広げていくようなイメージを考えております。

検討会には、本日御出席いただいている委員の一部の皆様にも入っていただき、活発な意見交換をいただきました。報告書の中で表現し切れなかった内容や考え方、視点などに関しては、本編の15ページ以降にコラムという形で紹介しております。こちらも後ほど御覧いただければと思います。

最後に、報告書については、令和7年4月よりスタートする（仮称）世田谷区子ども・若者総合計画（第3期）への反映作業を進めていくと

ともに、子ども条例の改正に向けた検討においても、本報告書を踏まえて議論いただくことを予定しております。

また、4月以降、児童館では提言内容を実行に移していくために、ちょっと先んじてですが、権利の拠点づくりのコーディネート機能を担う職員をモデルで2館に配置して評価・検証を進めながら本格実施に向けて検討を進めてまいります。

説明は以上となります。

加藤（悦）会長

ありがとうございました。今御説明いただいたように、児童館を中心とした子どもの権利の拠点づくりということで、今後の子ども・若者総合計画を策定する上でも、かなり柱になってくる政策と深く関連した内容だと思えます。

こちらの検討会も、先ほどの条例改正に向けた検討会と同じで、かなり短期に集中して取り組んで報告書を作成いただき、子子会議からは〇〇委員と〇〇委員に議論に加わっていただいています。

ありがとうございました。それでは、この件について御意見、御質問などがあればお願いいたします。

久保田副会長

では、少し久保田から1点質問させてください。御報告ありがとうございました。まずは理念づくりというところで今回やられたのかなと思います。こちらが本当に進んでいけば、子どもの居場所が本当に子どもの権利を進めていく拠点になっていくかなと、すごく期待しているところです。

1点ちょっとお聞きしたいことは、理念としてはすごくあって、これを実現させていく部分、最後のほうに少しモデルで2館ほどというお話がありましたが、やはりこの児童館の職員の労力というか、能力というか、ほとんどソーシャルワーカー的な動きをかなりしないと実現していかないのかなと思ひまして、質問としては、そのモデルで2館ほど、専門職員を配置ということでしたが、その専門職員とは、どういう職種というか、どういう資格というものを持っている方を今想定されているのか、その点をちょっとお聞きできればと思います。

事務局

ありがとうございます。今、モデル2館という形で、直営の職員なので、実は人事異動でもう配置は決まっております。職員も決めておりまして、特に資格というものは、例えば保育士資格だとか、そういう国家資格があるかないかは実は問うておりません。あくまで児童館の中で働いている職員として、館長以外で主任以上の職員という形で、児童館の職員に対して公募をかけました。そして手が挙がったところから面接、面談をして、最終的に2名を決めて、そのもともと働いている館に、2

年間は必ずその館にいていただいて、今回のコーディネーター職を全うしていただくという形のモデル実施で考えているものになります。

今、久保田副会長からもお話があったとおり、このコーディネーターを担っていく——まあ、コーディネーターという名前はまだ決まっていないです。コーディネーターもいろいろなコーディネーターがいる状況もあるので、名称に関しては、実は最終的に2名決めている者と話し合っ、最後に名前を決めることにしています。

ですので、まだコーディネーターという名前での確定ではないのですが、ちょっと今はあえてコーディネーターという名前で申し上げますが、コーディネーターとしては、かなり外に出ていく、今まで児童館はどうしてもイメージとしては、児童館に来ている子どもたちに対して、かなり手厚くしてきている部分があるのではないかと考えています。

でも、館によっては全然アウトリーチで外に出て行って、学校の不登校の子とかなり接触していたり、あと学校そのものに行って、いろいろなコミュニケーションを取っている児童館、児童館職員もおります。

ただ、それが一般化されていないというか、児童館の職員の素質とか素養に基づいてやっている部分はどうしても出てきてしまっているので、それをちゃんと仕組み化をしたいというところあったので、今回このコーディネーターというものを専門的に設置すると。

そして、基本的には、やはり遊びを通じて児童館の子どもたちとの信頼関係を構築するということが非常に重要だと思っておりますので、児童館の職員として、子どもたちと遊びもしっかりやっていき、信頼関係を構築するのですが、各地域・地区の中にある、民間でやっていらっしゃる居場所で子どもたちの権利が守られていくべきことでありますし、実際に今、守られている子どもたちもたくさんいると考えています。

なので、全てを児童館でやっていくということではなくて、民間の方々とともに子どもたちの権利をしっかり保障していく居場所づくりを共に進めていこうという職員として、できる限り外にアウトリーチするという専門的な職を配置すべきではないかというような発想で、このコーディネーター職を配置することに至りました。

なので、資格というものは残念ながら、こういう資格でなければいけないということは今、設けていないのですが、モデル実施の中で、やはりこういう資格は取ったほうがよいのではないかとか、そういうところが出てくれば、そういう資格取得を推奨するような形で、区としても後押しするような形で、もしかするとできるのかもしれないと考えております。

以上です。

久保田副会長

ありがとうございました。そのあたりは、世田谷区は児童館を直営でやられていて、たしか二種職員で採用されているかと思いましたが、その児童館職員の中で主任以上ということで、よく分かりました。

恐らくは、理念はできたとしても、これを実行することは、先ほど言ったように、かなり力量とか、やはり経験も必要になってくるでしょう。

ただ、人の力量によってしまう、ここはできているけれども、ここはできていないということは、やはりないほうがよいと思いますので、やりながら少しずつ、どこかにも書いてあったと思いますが、そのコーディネーターさん——名前はどうなるか分かりませんが——を支える仕組み、コーディネーターさん同士が集まって情報共有をしたりとか、あとは外部の学識経験者などでスーパーバイズをしていくとか、そういうものをぜひつくっていただいて、せつかく配置したのであれば、この専門職員の方たちがきちんと育て、この理念が実現できるような職員さんにぜひなっていただくように、やりながら、どういう人がよいのかは、またぜひ考えていっていただきたいなと思います。

ありがとうございました。

加藤（悦）会長

ほかには御質問ございますでしょうか。〇〇委員、〇〇委員から何か一言ございますか。

委員

〇〇です。この「子どもとともにつくる地域の子どもの居場所」を前に持っていくか、「児童館を中心とした子どもの権利の拠点づくりに関する」というのを先に持ってくるかもすごく議論をして、「いきなり児童館になると、児童館に来ている子どものことしか考えていないように見えるではないか」みたいな意見が最終日に出て、これも大変苦労してつくってくださったものです。

活発な意見で、足りないところはコラムという形で、委員それぞれの思いを取り上げてくださったり、工夫をしてくださったものなので、ぜひ読んでみてください。これも、まだまだこれからのことだと思いますので、これを基に皆さんで議論しながら形にしていき、また実行できていったいいなと思っています。ありがとうございました。

委員

〇〇です。この会議にも参加させていただいて、全部の会議がそうですが、これだけのたくさんの大人の方々が子どもについて考え、議論してくださっているということ、ここに来て知ったのですが、親として子育てをする中で、こんなにたくさんのいろいろなことを、児童館でのこととか、そういう制度があるということを知らなかったのですね。

なので、家庭にこんなことを考えてくれる場所がある、児童館が中心

になって居場所をつくるということが各家庭に広まったり、条例もそうですが、各家庭に浸透すると、とても家庭の中で、家庭がうまくいってなくて、中には全然もう響かない家庭もあるとは思いますが、これを知ること、浸透すること、子どもが随分心地よくいられるという家庭が増えると思うのですね。

ですので、ぜひ私たち親にこのようなことが知れ渡るとよいなと思っています。ありがとうございました。

加藤（悦）会長 ありがとうございます。御質問よろしいでしょうか。それでは、先ほど久保田副会長がお話しいただいたように、理念ではなくて具体的に動かしていく仕組みということで、児童館の職員の方も当然、委員に入っていて、本庁とも大変いろいろなやり取りをしながら進めてきて、ここに至っていると思いますので、子ども・若者計画の1つの柱になる取組としてつくり上げていく必要があると思いますので、どうぞ引き続きよろしく願いいたします。ありがとうございました。

それでは次に報告(4)、資料6、ヤングケアラー支援体制の強化についてということで、事務局より御説明をお願いいたします。

事務局 子ども家庭課長の瀬川と申します。それでは早速ですが、説明させていただきます。

主旨になりますが、昨年度実施した実態調査とヒアリング調査の結果等を通じて、国とか都の動向も踏まえ、ヤングケアラーの支援体制の強化を図ってまいります。

2の現状と課題の部分です。まず(1)ヤングケアラーの定義と支援の対象について、定義は第1段落に記載のとおりになりまして、ただ、より広い対象への支援が必要になってきますので、こうした考えを基に支援に当たっていきたいと思います。

また、支援に当たっては、状況や心情を理解した上で検討していくことが特に重要であると考えております。

こうしたことを踏まえて、(2)のこれまでの体制と課題についてです。こちらは4点ほど挙げております。①の相談・支援への結びつきにくさ、②周囲からの見えづらさ、③ヤングケアラー支援に対する周囲の理解不足、④若者ケアラーへの支援と多機関連携の担い手の不明確さです。

そして④について、ヤングケアラーと同様の状況にある18歳以上のケアラーを若者ケアラーと言っておりますが、ヤングケアラーは要保護児童支援協議会という枠組みを活用しているということがございますので、18歳を超えた場合の支援の継続が課題となってきております。

2ページ目に移りますが、3、ヤングケアラー支援体制の強化について

てですが、まず1点目の(1)地域の支援力の強化についてですが、ヤングケアラー支援に当たっては、関係機関で連携して支援につなげることが重要と言われております。

また、この支援については2種類ございまして、子ども家庭支援センターで直接支援を行う、いわゆる介入型支援、課題解決型支援と、そこまでに至らなかつたり、地域に戻った後に、その子の所属、これは学校とか地域とかも含めてですが、ここは主に見守りを中心となる伴走型支援という支援があると考えております。他自治体の事例等を聞いてみますと、やはりそのほとんどが伴走支援と伺っております。

ヤングケアラー支援については、伴走型支援が今後のキーとなると考えておまして、ここに専門的な知見を持つヤングケアラーコーディネーターが関係機関への普及啓発や助言等の後方支援を行うことによって、区としての地域の支援力を向上させていきたいと考えております。

(2)相談しやすい環境の推進についてですが、ここも先ほどの(1)地域支援力の強化と同様に強化のポイントになりますが、これは単にSNS等を活用した相談窓口を開設するというものではなくて、このSNSでは、定期的にヤングケアラーに役立つ情報とか、先輩ヤングケアラーからのメッセージ等プッシュ型の情報発信を行って、相談につながるきっかけづくりも行ってまいりたいと考えております。

(3)若者ケアラーへの支援の実施については、令和6年度から実施する重層的支援体制整備事業における多機関協働事業を活用してまいります。

4、ヤングケアラー支援基盤強化事業についてです。(1)事業内容の①ヤングケアラーコーディネーター業務については、こちらに記載している、次の3ページに移りますが、アの早期発見と相談・支援につなげるための助言・相談対応からオのヤングケアラー支援施策への助言、地域支援団体との連携・資源開発までになります。

次に、②SNS等を活用した相談業務の実施をしてまいります。先ほども申し上げたとおり、単に相談窓口を開設するというのではなく、プッシュ型の情報発信、きっかけづくりという形で、つながった方には共感・伴走型支援も行っていくという想定になっております。そのため、コーディネーター業務とSNSの業務は同一の事業者で運営することが望ましいと考えております。

下のほうに図示したのは、図の左側半分が伴走支援で、右側の子家センや児相の部分のほうが介入型支援をイメージしております。

続いて(2)実施方法ですが、同様の業務や相談対応の実績のある事業者をプロポーザルで選定し、委託により実施してまいります。コーディネーター業務と相談業務を一体的に運営してまいります。

3 ページ目、(3)開始時期については、こちらは記載のとおりですが、4月からの3か月間は準備期間を設ける予定でおります。

(4)、概算経費についてはこちらに記載のとおりになります。

(5)効果検証になりますが、区は定期的に事業の評価検証を行って、さらなる適切な運用の在り方について検討するものとしております。

5の今後のスケジュールについては、こちらに記載のとおりです。

参考までに、6、今年度の主な取組みを記載しておりますので、こちらは後ほど御覧いただければと思います。

私からの説明は以上になります。

加藤（悦）会長 ありがとうございます。このヤングケアラーという、社会的には大変見えづらいですし、顕在化しづらいけれども、子どもに多くの負担とかを強いていく問題なわけですが、ある意味、繊細な問題で、プッシュ型、伴走型、あるいはSNSという形での今後のヤングケアラー支援を展開していくイメージ、設計図と、その今後の取組、さらに最後に、今現在取り組んでいるヤングケアラー支援に向けた様々な取組も含めて記載いただきました。ありがとうございます。

この件について御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。はい、〇〇委員。

委員 〇〇です。ヤングケアラーに限らないことなのかもしれないのですが、実際そういうニーズがある方を見つけて、後ろの支援のほうにつなげていくという、その支援をするほうの制度設計は比較的容易だと思うのですが、こちらのほうでもあるように、どうやってそのニーズがある人を見つけるのかは、普通に考えると、そういう人ほど外に出ていたりとか、例えば、では児童館とかに遊びに来ているのかということ、なかなか難しいところもあるのではないかと思っております、ごく常識的に考えると、公立の小学校とかで家庭の状況を調査するとか、子ども本人に先生がヒアリングをするとかということは思いつくのですが、そこら辺、どのような形で、そのニーズがある方、子どもをピックアップしていくのか、来てくれる人はよいと思うのですが、そうではない人を具体的に抽出していく、その仕組みを今どんな形でやろうとされているかをちょっとお伺いできればと思います。

事務局 ありがとうございます。まさに今おっしゃるとおり、やはり基本的に、学校等の所属のほうで通常接している中で、そういうニーズを把握して

いくということが重要であって、それをまたさらに、ある程度感度というか、やはり感度が上がらないと、なかなかそういうニーズがちょっと見えないままになってしまうというところなので、このコーディネーターのほう、こちらは業務のほうに書いているのですが、支援者の後方支援が主な役割というところもあります。いろいろなところに、準備期間も含めて、委託開始後の早い時期に、校長会や、あと、児童館等も含めていろいろなところで、子どもたちが通常生活する場所を含めて、訪問したりして関係性をつくった中で、そういう関係性、感度を高めるということと、ちょっとした困り事でもキャッチできるような形で、事業をまず実施していきたいと考えております。

ありがとうございます。

松本部長

ちょっと付け加えたいと思うのですが、昨年度、要保護児童支援協議会という、子どもに関わる支援者が集まるような会議があって、そういう中でもヤングケアラー、そういう経験をした方から、実体験を基に、皆さんの気づきの感度はすごく大事だというようなことをおっしゃっている会議があったのですが、例えばそういう中で具体的な事例が出てくるものとしては、親が病気であって、訪問看護や、訪問介護や、そういう方々が家庭に入ってきたときに、そこで気づくとか、そういうところがあるので、やはり家庭に入ってくる方、子どもと関わる方の気づきの感度を上げていくというところは非常に重要なことと考えております。

また、今回の取組の中では、やはりそういうことに精通した方にコーディネーター業務を担っていただいて、課長が申し上げたとおり、関係機関の気づきの感度を上げていくための様々な取組をしていきたい、そのように考えております。

以上です。

加藤（悦）会長

ありがとうございます。本当にヤングケアラー中心に、それ以外の子どもにも大事な御指摘だったかと思えます。ほかにいかがでしょうか、御質問ある方。

委員

〇〇です。非常に大事な取組だなと考えておりますので、ぜひ思っておりますが、それとともに、やはり先ほど報告もあった児童館を中心とした子どもの権利の拠点づくりに関する報告書とも関係すると思っております。やはりヤングケアラー支援というそれだけではなく、結局、子どもの権利というものがどれだけ認識されているのかとか、子ども自身は分かっているのかどうかというところでは、やはり児童館が全てだと私は思いませんが、先ほど報告があった子どもの権利の拠点づくりというところと、ヤングケアラー支援体制というものがあり、別ではないは

ずなのですね。

なので、この辺、それぞれ図式化みたいなものは、イメージ図はありますが、これがどう世田谷区の中で重なってくるのか、これだと今、何か別々の事業になってしまっていて、区として子どもの権利保障に向けてどういうことをやろうとしているのか、もちろん18歳以降の部分ではありますが、そこをさらに整理をしていかないと、何か「ヤングケアラー支援はこの事業者がやるんだよ」みたいに、ややもするとなってしまうので、どうしてもそこの職務の切り分けとかはあったりするのですが、やはり児童館職員がやるべきこと、あるいは地域でやるべきことは多々ありますので、ちょっとそういった議論がどこまであったかどうかは分かりませんが、ぜひそこは今後のところで意識して取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

加藤（悦）会長 その連携も含めた課題ですね、ありがとうございます。〇〇委員、お願いします。

委員 〇〇です。質問なのですが、やはり地域、学校で気づくこともあると思うのですが、大人が気づくことだと思うのですね。近所の子で、夜遅くに、では、小さい子がふらふらしているとか、そういうことを見かけることはあると思うのですね。そのときに、どこにつなげてあげればよいのだろうということを私たち保護者は知らなくて、公園に、ちょっと暗くなったけれども、小学2年生の近所の誰それ君がいたと。どうしましょう、例えばすごい児相に相談するぐらい何かがあったとなればまた別の話ですが、ちょっとケアされていないかもしれない子どもというのは、まあ、ちょこちょこ見かけるよということは親の中でも、年間、あるのですね。そのときに、つなげてあげる方法を私たちは知らなくて困っています。こういうときにどうすればよいでしょうか。

加藤（悦）会長 〇〇委員と〇〇委員の意見に対して事務局からちょっと一言いただければと思いますが……。

事務局 〇〇委員からもありましたとおり、これは今ちょうど資料の中では、こういうヤングケアラーの部分を結構クローズアップした形で、当然こういう記載にはなっていますが、そういう視点、子どもの権利というところの視点は特に重要だと思いますので、今回の御意見を踏まえて、このコーディネーター業務のほうも実施をしていきたいと考えております。

あと、〇〇委員からありました……。

事務局 児童相談所の河島です。今、児童相談所に言うほどかどうかという話

もあったのですが、最近やはり同じような感じで、夜遅くにそうやってふらふらしている子がいて心配だというような通告をいただくこともあります。そして、夜だと、やはりつながるのが、私どもの通告ダイヤルは24時間つながりますので、見かけて、すぐその場で、何か心配で、ずっといるみたいにいただくことはあって、その辺はもう区になっておりますので、お気軽にと言ったら変ですが、御心配があれば御連絡いただくことは、私どもとしては全く構いません。

私どものほうで、その内容によって振り分けて、私たちが動いたほうがよいのか、でも、いきなり児童相談所が行くと、ちょっと驚かされてしまうかなというときには、子ども家庭支援センターのほうにお願いをするような、そんな仕組みでやっておりますので、まずは御連絡いただいても、そして、一方は同級生の友達、自分の子どもの友達が遊びに来たときに、このような語りがあつて、とても心配だというような、そういうことでいただくことも最近は増えているかなとは思っています。

その場合も、なかなか、そうすると当事者が知らないところで動いていると、なかなか入り方が難しかったりするので、その辺は工夫は必要ですが、あと、もう一つは、公園でふらふらしてと言うと、名前とか、それが分からないと、一応私たちも調査のしようがないということはあるので、ぜひそういう心配なお子さんがいたら、その場で、見かけて「大丈夫？」とか、お声がけをしていただくことが、周りの大人として一番必要なのかな、それでもし、お名前だとか学校だとか手がかりがあれば、私どものほうで調査に入って動くということが可能になりますので、御連絡いただいても、何とかのスーパーで、すぐどこなられていて心配なんだけれども、赤いスカートを履いていたとか言われても、なかなかちょっと、もうどの子か分からないということで動けないので、その辺の手がかりを併せて御通告いただけるとうれしいなと思います。

以上です。

加藤（悦）会長
事務局

ありがとうございました。では、渡邊副参事からお願いします。

〇〇委員からいただいた御意見で、先ほど児童館のほうで居場所の連携をするコーディネーター職のお話をいただきまして、やはり私たちもそのコーディネーター職がどのように連携するのは非常に課題だと思っています。

児童館の今回のコーディネーター職が単体で活動することは限界があると思っています、それこそ今、子育て支援コーディネーターもいますし、今、私の担当しているところでいくと、外遊び推進委員もいたりします。そういうところが遊びの環境や居場所の環境などの情報を共有

して、連携して、どこの誰が何をやっているのかみたいなどころまで共有しながら子どもたちに情報を下ろしていき、しっかり子どもたちをつなげていくというところができることが理想なのかなと思っています。

ヤングケアラーに関しても、児童館の職員が察知しているケースは結構あって、既にもう児童館の、実は職員の中でも、ヤングケアラーだった職員がいて、そのときに児童館に支えられたから児童館職員になったみたいなエピソードも、私も聞いている部分もあるので、ぜひそういうところも、やはり児童館も察知しながら、民間の方にも共有させていただきながら、ちょっとサポートできるとよいのかなとは考えています。

ちょっと個人情報の問題はあると思うのですが、その辺をうまく連携できたらなと考えております。

以上です。

加藤（悦）会長

ありがとうございました。ちょっとそろそろ終わりの時間に近づいてきているのですが、あと報告事件2件ありまして、両方とも大変重要な内容ですので、今日は年度末ということもありまして、先ほど区長のお話などもありましたので、ちょっと15分ぐらいは延長するかなということで、一応そういうことでお願いできればと思います。

それでは、報告(5)の資料7、児童福祉法等の改正等を踏まえた母子保健・児童福祉のさらなる体制強化についてということで、まず御説明をお願いいたします。

事務局

それでは児童相談支援課長、木田より御報告します。

まず、1の主旨ですが、令和4年に成立した児童福祉法並びに母子保健法の改正、また、支援を必要とする妊産婦、子どもやその家庭を取り巻く状況等を踏まえて、総合支所保健福祉センターにおける母子保健・児童福祉のさらなる連携体制の構築を目指すものでございます。

2、本件に係る経緯ですが、ポツの1つ目、国は、子育てに困難を抱える世帯の顕在化等の課題を踏まえ、改正児童福祉法において、全ての妊産婦、子育て世帯等へ一体的に相談支援を行う機能を有する機関であるこども家庭センターの設置に努めると盛り込まれました。

ポツの2つ目ですが、区においては各保健福祉センター内で健康づくり課を子育て世代包括支援センター、子ども家庭支援課を子ども家庭総合支援拠点と従来から位置づけて、両課を兼務する保健師を配置するなど、一体的な相談支援体制の構築に既に努めてきたところでございます。

3ポツ目ですが、しかしながら、世田谷区においても児童虐待相談対応件数が依然として増加傾向にあることとか、子育て家庭の孤立化の傾

向などがうかがえるところでございます。

4 ポツ目、区はこうした状況を踏まえて、令和5年3月に策定した今後の子ども政策の考え方（グランドビジョン）に基づき、子ども・子育て支援施策の充実に取り組んでいるところですが、これまでの母子保健と児童福祉による一体的な相談支援体制を基盤に据えて、双方の連携体制やマネジメント力をさらに強化する新たな取組や仕組みの構築を進めるものでございます。

次のページです。3の新たな取組み・仕組みについてです。まず(1)がリスクアセスメントシートの導入についてです。健康づくり課において妊婦等の支援の必要性を早期に、かつ個々の職員の経験等だけでなく組織的かつ標準的に把握し、子ども家庭支援課と共有するツールとして、リスクアセスメントシートを導入してまいります。

(2)が母子保健と児童福祉のさらなる連携の仕組みの構築についてです。これまでも、重篤な虐待状況など明らかに特定妊婦とか虐待相談として対応すべきケースについては、母子保健事業の中で把握した場合に、子ども家庭支援課と健康づくり課の両課が連携して対応しておりますが、令和6年度から新たな仕組みとして特定妊婦や要支援児童等に該当するかの判断や、先ほど申し上げたアセスメントシートを用いたリスクの共有等を両課で行うための合同ケース会議等の会議体を設けて、これまで以上に組織的かつ効果的な連携を図ってまいります。

3 ページ目に入っておりますが、(3)「サポートプラン」を活用した支援についてです。ポツの2つ目ですが、支援対象者のニーズや目標を書面にすることで、対象者自らが抱えている課題を認識し、活用できる支援策の計画的な利用を促すためのものですが、支援計画の情報を見える化し、これから一緒に目指すことを動機づけしながら進めることで継続的かつより効果的な支援に確実につなげてまいります。

(4)家庭支援事業の利用勧奨・措置についてです。市区町村は、子育て短期支援事業とか養育支援訪問事業、一時預かり事業等の家庭支援事業と法の中で今回位置づけられましたが、これらの利用が必要と認められる者について、その利用を勧奨しなければならず、また勧奨しても利用することが著しく困難な場合は利用の措置を行い、支援を提供することができるとされたところでございます。今後、国から示される指針等を踏まえ検討を行い、令和6年度から必要な方に利用勧奨・措置による支援を行ってまいります。

(5)子ども家庭福祉の専門性強化に向けた取組みについてです。令和6年度から、新たなこども家庭福祉の認定資格である、こども家庭ソ-

シャルワーカーが新設されます。区では、子ども家庭支援課職員を対象に、こども家庭ソーシャルワーカー資格の取得を後押しし、子ども家庭福祉の専門性強化に向けて取り組んでまいります。

(6)法改正に対する「こども家庭センター」の位置づけ等についてです。4ページ目になります。児童福祉法に定められた、こども家庭センターの位置づけについては、保健福祉センター内で子育て世代包括支援センターの機能と子ども家庭総合支援拠点の機能を一体的に既に運営しておりますので、現在の体制をもって、こども家庭センターとして位置づけるといふことといたします。

②が、こども家庭センターに置くこととされているセンター長と統括支援員がございしますが、センター長は保健福祉センター所長が担う、統括支援員については健康づくり課と子ども家庭支援課両課の係長級職員をそれぞれ統括支援員として位置づけるとしています。

③名称についてですが、法律上のこども家庭センターは、健康づくり課の母子保健業務を含めて位置づけるといふことになりますが、子ども家庭支援課の窓口名称として、区民にも子ども家庭支援センターという名称が定着しておりますので、引き続きこれを利用してまいります。

4の令和6年度における取組状況の検証、5の今後のスケジュールについては御覧のとおりです。

最後に参考資料として、新たな母子保健・児童福祉のさらなる体制強化に向けた取組み・仕組みの全体イメージをお示ししておりますので、御参照ください。

説明は以上でございます。

加藤（悦）会長

ありがとうございました。この体制強化については、国に先行して世田谷区が取り組んでいて、それを国が取り入れて全国展開していこうというものですので、この制度設計に関してもかなり具体的な内容を示していただいています。

それでは、この件について御意見、御質問等ございますでしょうか。

久保田副会長

時間もありませんので、先ほどのところでも少し聞いてみたかったのですが、そこも踏まえて質問を1つさせてください。先ほどのお話の中に出てきた重層的相談支援体制の話が少し出てきたかと思うのですが、この重層的相談支援体制と、今、世田谷区の子ども部門の相談機関はどんな形になっているのでしょうか。そのあたりが、ちょっと先ほどの話だと、重層は18歳以上みたいなお話があったので、もしかすると重層の中に子ども分野がまだ入っていないのかなとちょっと思ったのです。

まあ、国が言っている重層は、子ども分野も当然入った高齢、障害、

貧困、全てを含んだ相談支援体制を行政でつくってしまおうということが入っていますので、本来であれば子ども分野も当然入ってくるものだと私は考えていますし、先ほどあったヤングケアラーの問題などは、まさに重層の対象になるべき問題、親が介護、障害、子どもが、それで、まあ、やや虐待の状況にあるということで、様々な相談機関が協力するというところが必要になってくるかなと考えておりますので、今のお話で、まあ、母子保健と児童、子ども家庭支援センターとして連携強化していくということはすごくよく分かりましたが、それにプラス、児童相談所は当然ですが、そこに加えて、この重層というのはどのように考えられているのか、少し教えていただければと思います。

加藤（悦）会長 地域福祉分野、社会福祉法の重層とのつながりですね。事務局からお願いできますか。

嶋津課長 今、制度的なお話としては、重層的支援協議会という協議会があって、その中できちんと、やはり若者協議会というものが同じように、重層の中に入った会議体として形式があって、それぞれの会議体で、もちろん連携してやっている。結論から言ってしまうと、若者も入れた会議体というか体制ができていくということになるかと思えます。

松本部長 区の中の整理としては、既存の枠組みがある場合は、そちらを優先するというような考えですので、要保護児童支援協議会、そちらがある場合はそちらを優先すると。ただ、若者支援協議会は、あまり個別の具体の検討というところが、世田谷区の場合は、そこまでの、要対協のような体制を整えていませんので、若者、18歳以降の部分については重層のほうで多機関連携をしていくという、そういう整理をしたというようにところでございます。

以上です。

久保田副会長 既存のものを優先ということはよく分かりました。そうですね、まあ、ちょっと今後の期待としては、ぜひ既存のものをきちんと連携させて、先ほどコーディネーター機能の話はすごく出ていて、ちょっと私、コーディネーターという職種、役職名、要は誰でもできるというようなイメージになっていますので、あまり好きではないのですが、そのいろいろな会議体がきちんと連携していくというところは、もう全体的に非常に重要な課題かなと思えますので、これは子子会議ですので、子ども・若者の部門の方が多くいらっしゃいますが、それ以外の福祉系の部門とは、ぜひうまく連携を図っていただいて、全体的な福祉の底上げということを、今後はぜひ検討していただければと思います。ありがとうございます。

加藤（悦）会長 ありがとうございます。それでは、よろしいでしょうか。

 それでは、次が最後の案件ということで、報告(6)ですね、資料8、子ども計画（第3期）検討部会での検討状況ということで、事務局より御説明をお願いいたします。

嶋津課長 それでは、事務局から御説明します。資料8を御覧ください。こちらが子ども計画（第3期）検討部会での検討状況についてというものでございます。

 先週、3月21日に第6回子ども計画検討部会を開催しております。この間の検討状況について、こちらの資料8に基づいて御説明します。本日は時間の関係もありますので、主な骨子に係る部分を抜粋して御説明したいと思います。

 早速ですが、2ページ、3ページは、この間お示ししてきた全体のスケジュールとなっておりますので、これは後ほど御確認いただければと思います。

 続いて4ページ以降ですね。4ページから10ページについて、第3回から第5回の計画部会での骨子案に向けた現状と方向性について議論いただいた内容を、この5ページから(1)子どもの権利に関すること、7ページに行って(2)妊娠期から乳幼児の施策に関すること、続いて8ページ、(3)子ども・若者への施策に関すること、一つ飛んで10ページ、(4)子ども・子育てを支える地域社会（子育ての社会化）や基盤づくりに関することとして、これをまとめたものになります。このような議論を行った上で、11ページから骨子（たたき台）として、現在、計画部会でこの議論を行っているところです。

 では、早速12ページからになります。12ページのこちら、子ども・若者総合計画の構成と体系の全体像のたたき台になります。

 まず、こちらが計画の構成ですが、第1章から第7章までを今、想定しております。

 続いて、13ページが第1章、計画の策定にあたっての【検討にあたってのポイント】となっております。2の策定の趣旨（根拠法令・計画期間、位置づけ）ですが、こども基本法の市町村こども計画に位置づけると。

 また、前回同様、各種法令で定める計画を内包するという予定でございます。

 妊娠期から学童期・思春期、若者期まで、切れ目なく施策を展開していくという考えの下、これまで子ども計画という名称でしたが、次回から子ども・若者総合計画と名称を変更したいと考えております。

続いて計画期間ですが、第1期、第2期と、これまでも10年間、それぞれ1期を定めておりました、子ども計画が大切にしてきた区民とともに進める地域づくりには、やはり長期的な政策の見通しが必要であるという考えに基づき、今後も、この次も10年間とすると考えております。

続いて14ページ、第2章、子ども・若者を取り巻く環境、計画の評価、【検討にあたってのポイント】です。こちらの1、調査結果からみる子ども・若者の状況から、5の子ども・子育て会議での評価・検証及び課題整理まで、これまでの部会の議論の整理を進めて記載していくというものです。

続いて15ページ、第3章、基本方針の【検討にあたってのポイント】です。1、目指すまちの姿ですが、第1期・第2期は、目指すべき姿として「子どもがいきいきわくわく育つまち」としておりました。

第3期は、令和6年度に子ども条例改正に当たっての前文検討の中で、子どもたちとともに決定していきたいという予定でございます。

2の計画の目標、3の計画を貫く4つの原則は、この後16ページ以降で御説明いたします。

続いて16ページを御覧ください。こちらは、下線表記したものは、前回、先週21日の計画部会での御意見を踏まえて事務局で修正した箇所になります。

この2の計画目標を定める上で、この【前提となる考え方】がここに記載されています。これまでの計画部会とか子どもの権利部会での議論、あと小中学生アンケートやヒアリング等の結果を踏まえて、ここでまとめております。

【前提となる考え方】として、この部分だけはとても重要な部分と事務局としては考えておりますので、お時間をいただいて恐縮ですが、この部分だけはちょっと読み上げたいと思います。

「区は、子どもの権利条約及び世田谷区子ども条例に則して、子どもを権利の主体とし、その権利が尊重され、成長段階に応じた環境がある『子どもが、すこやかに育つことのできるまち』の実現を目指し、計画を推進してきた。

しかしながら、不登校、児童虐待、子どもの貧困、いじめ、子ども若者の自死等、子どもの権利や健やかな育ちが侵害されている現状がある。さらに、コロナ禍を経て、地域の見守りやコミュニティの希薄化が一層進み、子どもと若者を取り巻く環境や社会には、未だ改善すべき問題が多くある。

さらに、今回、子どもや若者たちの声を聴く中で、子ども自身が、遊

んだり、学んだり、のんびり過ごしたり、話をしたり、自分のしたいように過ごしたいと思っても、周囲の大人から、時間の使い方や過ごし方を決める余地が制限されたり、その時間を持つことができないぐらい忙しい状況に置かれ（社会における教育虐待等）、その結果、子どもの権利が行使できなかつたり、保障できなかつたりする実態が、世田谷の子どもたちが直面している課題として明らかになった。

これら子どもの権利が行使できなかつたり、保障されなかつたりすることは、保護者も含めた周囲の大人も、子ども期を子どもの権利を学び、実感しながら育つことが難しかったことも影響しており、決して、周囲の大人だけの責任にしてはならず、区を含めた地域社会の責任として捉える必要がある。

また、これまでも、地域の中で、子ども・若者の育ちと成長、子育てを支える社会を目指してきたが、いま一度、そのことを保護者だけのものとせず、地域社会とともに支えあうことを明確にする必要がある。

本計画では、少子化という大人が多い現代において、これまでの子ども・若者の地域社会の関わり方を変え、子どもも、若者も、大人も、年齢や経験に関わらず、人として対等であり、互いに尊重され、対話の中で互いを理解し、ともに成長していける地域社会を実現すること、つまり、「子どもの権利が保障されるまちを文化として築いていくことを目指す」というような内容でございます。

続いて、18ページを御覧ください。第3期は、子ども主体（子どもの最善の利益）の考えを引き継ぎつつ、子どもの権利条約及び世田谷区子ども条例に則り、子ども・若者の声を聴きながら、子どもの権利が保障されるまちを文化として築くために、子どもの権利に基づいたウェルビーイング、身体的、精神的、社会的に満たされ、幸せな状態にあることの実現を本計画の目標として、以下のとおり、計画の目標を定めたいと考えております。

そして、こちらが【計画の目標】でございます。「子ども・若者が権利の主体として、一人ひとりの健やかな育ちが保障され、子ども・若者が、自分らしく幸せ（ウェルビーイング）な今を生き、明日からもよい日と思える社会を実現する」としております。事務局案としております。

こちらはそれぞれ今、米印がありましたが、米印2の「一人ひとり」は、個人の尊厳を尊重し、年齢、性別、LGBTQなどの性的指向及びジェンダーアイデンティティ、国籍、障害の有無などにかかわらず、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築くという共生社会の実現に向けた考えを踏まえております。

また、米印3、「明日からもよい日と思える」の主語は子ども・若者であり、子ども・若者にとっての明日、明後日、その先の未来の時間も含んでいるというものです。

「将来」とか「未来」という言葉は、「未来の宝」という大人側の思いが想像されるということもあって、ここでは使用していません。

続いて、19ページを御覧ください。この計画部会開催後に、加藤会長とちょっと御相談をして、ウェルビーイングの使い方とか、ちょっと御指摘いただいた部分もありまして、あと、健やかな育ちの保障のほかに、社会参加も入れたほうがよいのではないかといった意見交換をさせていただきました。計画の目標の上での代案として、もう1つちょっと今回用意させていただいております。

「権利の主体である子ども・若者の健やかな育ちと、社会参加をとおして、一人ひとりの子ども・若者が、今を幸せ（ウェルビーイング）に生き、明日からもよい日と思える社会を実現する」というもう一つの代案として作成しております。

現段階では、【計画の目標】を本日決定するというものではありませんが、今の代案も含めて、後でまた御意見をいただければと思っております。

続いて20ページを御覧ください。【これまでの部会での議論】、御意見をここにまとめております。

それらを踏まえて、次の21ページ、第3期では、この第2期の「基本コンセプト＝子ども主体」を実現する施策を実施する上での「3つの視点」から、本計画における「計画を貫く4つの原則」として定め、政策及び施策を実施するに当たり、この原則を踏まえることで定めたいと考えております。

この【計画を貫く4つの原則】でございます。1、子どもの権利と最善の利益の保障、2、子ども・若者の意見表明と参加・参画、3、多様な関わりで、切れ目なく支えあう、4、子ども・若者をともに育む地域社会づくりの4つを原則としたいと考えております。

また、2の子ども・若者の声というところですが、これは単に意見だけでなく、広く気持ちや考えを含むものであり、子どもの年齢や発達に応じて、言語化された声のみならず、遊びや身振り等の非言語のコミュニケーションも含んでいますということでございます。

続いて22ページを御覧ください。第4章、政策の柱の【前提となる考え方】でございます。第2期後期計画では、この4つの重点政策として定めておりましたが、第3期は、推し進める政策を明確にするという意

図もございまして、政策の柱として位置づけたいと考えております。

この「計画を貫く4つの原則」を踏まえ、子ども・若者の育ちと成長、子育てを保護者だけのものとはせず、地域社会とともにその育ちと子育てを支え、子ども・若者一人ひとりの権利が保障される地域づくりを推進することを主眼に、この「政策の柱」を定めるものです。

特に、妊娠期から乳幼児期、学童期・思春期、若者期まで、ライフステージを通じて、多様なコミュニティの中で、様々な人々と出会い、自分らしさが肯定される関わりの中で、遊んだり、経験したり、語り合い、成長し合えるポジティブな体験を増やし、「自分は大切な存在である」ということを実感できる機会の充実に取り組むということにしております。

なお、このコミュニティとは、これまでの地域行政における地域・地区の定義にとどまらず、子ども・若者や子育て家庭の日常的なつながりや関係とか、インターネット空間も含めた関係性を含む想定をしております。

また、虐待やいじめ等の困難や逆境的体験で心に傷を負ってしまった子ども・若者も、その後、信頼できる人々との出会いや自分らしさが肯定される体験を重ねることで、その傷つきから回復することができたり、自身の持つ力を高めることができると言われております。その観点からも、多様な人々との関わりや体験の創出が極めて重要であるという考え方に基づいているというものでございます。

続いて23ページでございます。第2期（後期計画）では重点政策を1から4で定めておりました。この6つの政策の柱として、今、計画部会で議論しているところでございます。

1の「子ども・若者ととともに、子どもの権利が保障される地域を実現します」と、4の「子ども・若者が、障害の有無、生まれや育ちの環境に関わらず、安心して育つことができる地域をつくります」は、新たな【政策の柱】としてございます。

そして、2の「支援の質の確保・向上を通じて、乳幼児期からの子どもの健やかな育ちを地域の中で支えます」は、これまでの上のほうにあります。3の「基盤の整備と質の確保・向上により」というところの重点政策と同じものになります。

そして3、「子ども・若者が、多様なコミュニティの中で、遊びや体験を重ねながら、のびやかに育ち、活躍できる環境をつくります」は、これまでの重点政策の1の「子どもが地域の中で」という重点政策に当たります。

続いて5、「人や支援につながりながら、地域で子育てが楽しめるよう、家庭に寄り添い、妊娠期から切れ目なく子育てを家庭を支えます」は、上の重点政策2番目の「妊娠期から地域の中で」のところに当たります。

続いて6、「子どもの命と権利を守るセーフティネットの整備により、地域で安心して暮らすことができる環境をつくります」は、これまでの4、「緊急対策の着実な運用」という部分に当たります。

この後、24ページ以降は、それぞれの【政策の柱】ごとに、そのぶら下がる政策を記載しております。

また、後ほど見ていただければと思いますが、新たな取組の前には【新規】という表記を入れてございます。引き続き計画部会のほうで議論を進めていき、夏頃をめどに素案としてまとめていきたいと、こんな予定でおります。

長くなりましたが、説明は以上でございます。

加藤（悦）会長

ありがとうございました。新しい計画づくりに向けて議論している、その現時点の検討状況ということで御報告いただきました。

それでは、この件について御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。そんなに時間を気にしなくても、あと5分ぐらい大丈夫ですが、いかがでしょうか。

委員

御説明ありがとうございました。子ども計画というところだけではなく、ほかの報告の中でも挙がっていた、支援者のための研修の在り方というところで、少しコメントができればなと思っています。

研修のもともとの目的自身は、その支援する側の資質を高めるという大前提があると思うのですが、支援を受ける側の立場からすると、私たち大学の教員もファカルティー・ディベロップメントと言って研修に出されるのですが、そんなときの私たちの感覚は、「また研修」というような感じがあったり、本務が忙しいので、もうできる限り短くして本務のほうに戻りたいというような感じがあったりで、あるいは先ほどのベビーホテルでの話などで言うと、こういう事故があったので、その防止策とか対策としてやるというようなところから言うと、何となくやらされ感だったり、あるいは罰的なものが根底に流れているような気がして、そういう視点から言うと、支援を受ける側のモチベーションがなかなか上がっていかないなということはあるのではないかなと思っています。

それから、日本ではこれが主流だと思うのですが、研修をやるときに、割と講師がいて、講師が80%以上お話をして、その後短い質疑応答があって「はい、終わり」で、本当は一人一人の研修を受けた人が何か質

問をしたいということで、後でそろっと「すみません」というようなことはあると思うのですが、やはり時間がなくて、そこで終わってしまうというようなことがありがちなということを最近、切に思っています。

そういう意味では、ぜひ研修をするときに、罰的なものというよりは、支援者が困っている個々の案件に沿えるような形のものを、しかもさっきも心理的安全と〇〇委員がおっしゃっていましたが、その人がここでこのことを話しても大丈夫なのだと思いますような雰囲気の中での研修をぜひ企画してもらったらなと思いました。

そして〇〇委員も指摘しておられたのですが、すごくいいなと思ったことは、一か所に決まった時間にみんなが集まるということも効率的ではあるのですが、コーディネーターあるいはスーパーバイザーが、研修をする人がそれぞれの支援者がいる場所に行って、1回で終わるのではなく、継続的に関わって、その信頼感を醸成していく中で、「今日はどう？」、「えっ、こんな困ったことがありました」、「ああ、だったらこうしたらいいのではない？」というような研修は、手間暇かかるとは思うのですが、実態には即していて、なおかつ罰ではなく、そして意味のあるものなのかなと思いました。ぜひここに予算をつけてもらえたらなと思います。

以上です。

嶋津課長

はい、御意見ありがとうございます。特に研修については、今ちょっとオンラインで乳幼児教育・保育支援課の本田課長も入ってもらっていますが、私も聞くところによると、結構、今の総合教育センターでやっている研修は、本当に座って聞くだけの研修は、逆にほぼやっていなくて、特にグループでしたり、皆さんが意見を言えるような研修を進めているとも聞いておりますが、本田課長、何かちょっと研修のあたりで補足があればお願いしたいのですが、オンラインに入れますか。

事務局

ありがとうございます。今、乳幼児教育支援センターの中では、様々な研修を、特に保育園、幼稚園共通で、皆さん一緒にできるような仕組みをしております。

その中で、これは教育委員会全体、特に教育長の考えもあるのですが、やはり、ただ座って座学で講義を聞くだけの研修は、もうかなり時代から後れているだろうというところで、様々な参加者同士でワークショップをやったり、あるいは何か課題、テーマを見つけて、例えば先生の研修だと、自分たちでいろいろな授業の資料をつくったり、そういう作業や話し合いの機会を十分設けて、脳を能動的にというか、活性化しながら、

主体的に参加できる研修というものをすごく重視して実施しております。

今後、今は様々な課題が乳幼児教育・保育の世界、業界では非常に問題が起こっていますが、そういう考えたり、いろいろ自分たちが主体的に行動できるような、そういう研修を乳幼児教育支援センターのほうでは工夫をして実施していきたいと思っておりますので、今日様々ないただいた御意見を踏まえて、さらに研究してまいりたいと思います。どうもありがとうございます。

加藤（悦）会長 ありがとうございます。今御指摘いただいた支援者の研修とか人材確保とか育成の問題は、やはり計画の基盤整備の柱になってくると思いますので、そのあたりに具体的に示すことができればと思っています。ありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。〇〇委員、お願いします。

委員 ありがとうございます。子ども計画についてはなくて恐縮ですが、ちょっと思い出してしまったので、今回、審議になっていた幼稚園のところで、閉園する園が出てきているというところの情報共有があったかと思えます。全体で見ると、幼稚園に入園する方が減っていて、それに合わせて定員も減っている、閉園する園も出てくるということはやむを得ないかなというところではありつつ、やはりその当事者にとっては結構大きな影響があると考えております。

特に在園、園児がまだいるのかかわらず閉園してしまうと、やはり途方に暮れてしまうというような現状を聞いておまして、今年度も年少さんで、もう園が閉まったので、来年度どうするのだというところで、もちろんほかの園に入れればよいですが、距離的な問題、保育園ほど近くになかったりと。

あと小さい子、4歳、2歳、0歳というような3人兄弟の中で、では、3人を連れて遠くの園に行くということはなかなか難しい。そして、保育園も、では、その3人が入れる保育園があるかという、全くないという、そのような状況も事例として出ております。

ですので、少なくとも幼稚園に園児がいる間は閉園しないような対策というか、そういうところもお願いベースになるかもしれないのですが、何かその園に働きかけができないのですかとか、もしそうせざるを得ないような場合に、その園児のサポートは、何か区としてできないのかなというところを御検討いただけないかなと思っています。

閉園するにしても、また幼稚園の制服とかを買ったりとか、財政的な負担もあるので、そういうところの検討も必要かなと考えております。

よろしく申し上げます。

加藤（悦）会長 そのあたりは、不利益にならないような工夫という部分でどうですか。

嶋津課長 そうですね、今、私立幼稚園に限って言えば、やはりどうしても区として、そもそも幼稚園法があって、行政ができることは限られているのです。法律でも、もう4つぐらいしかできないということが書かれてあって、できることが、まあ、ただ、その中でも、やはり子どもの育ちとか、子ども・若者部としていろいろな支援をしていく中で、いろいろな補助制度とか、様々現場で、まあ、私立幼稚園もほぼ毎月のように園長会とかをやっておりますので、新たな制度が出てきて、こういう支援策がありますよとか、そういう情報提供、最近では、区の新たに、ちょっと要綱もつくったりしながら、その経営支援的な制度をつくって、「こういうところに相談してみても今後のことを考えてみたらいかがですか」とか、こちらもそういう出せる材料は提供しながら、あとはもう本当に先方からも、日頃からうちの、私学係という係があるのですが、そこにはいろいろな情報を、現状を含めてやり取りもしておりますので、日頃から、なるべくこちらコミュニケーションを取りながら進めていけたらいいなとは思っておりますが、確かにお話のとおり、なかなか全体の少子化が大きな影響を及ぼしているところもありますので、こちらやはり経営的に厳しいという声はたくさんいただいている、そんな現状があります。

以上です。

加藤（悦）会長 ありがとうございます。それでは、こちらの計画の検討に関しては、今後も引き続き……。

委員 時間のないところ、30秒だけ。計画の目標の事務局代替案のところ、ありがとうございますということで、「今を幸せ（ウェルビーイング）に生き」というところを強調していただいたということはとてもよいのではないかということを感じております。

そもそも今をよりよく生きることが土台にあるということを計画の土台に置かなければ行けないので、今をよりよく生きるために行政、地域は何ができるかと考えると、ここに大きく取り上げた形の文章になったことを、このままでよいかどうかは別として、視点としては非常によかったなと感じた感想です。

委員 時間がないのに申し訳ありません、1つだけ。24ページの政策の柱の1のところ「うまく意見を表明できない乳幼児等の意見をくみ取る関わり」ということ、これは物すごく重要だなと思っていて、権利部会の

ほうでも何度もこの話をしたのですが、子ども、赤ちゃんとしては、多分意見を表明しているのだけれども、ただ、それを私たちが分かっているというだけだと思うので、こここのところの表現の仕方、何というか、それを言葉として知ることができないというだけで、それを大人がいかに酌み取るかという部分かなと思うので、そこだけ何か少しあればいいかなと思いました。またよろしくお願ひいたします。

加藤（悦）会長 ありがとうございます。それでは以上をもってこのテーマは終了とさせていただきます。

本日も大変貴重な御意見を出していただきましてありがとうございます。また、答申とか報告書を取りまとめるに当たっては、その検討会の中で、大変貴重な御意見をいただけて感謝申し上げます、私が言うのも変ですが、ありがとうございました。

それでは、これで進行を事務局にお返しします。よろしくお願ひします。

嶋津課長

本当に加藤会長、たくさんの報告の中、ボリュームがたくさんありまして、まとめていただきましてありがとうございました、感謝申し上げます。あと、委員の皆様も、本当に貴重な御意見を多数いただきましてありがとうございました。また今後も引き続きよろしくお願ひしたいなとは思っております。

また、事務局から2点ほど事務連絡だけさせていただきます。

本会議の議事録については、こちらを整い次第、皆様にメールでお送りさせていただきます。お送りした議事録については、御自身の発言部分を御確認いただいて、修正がございましたら事務局まで御連絡をいただきたいと思ひます。その後で区のホームページで、本日の資料とともに公開したいと考えております。

事務連絡の2点目です。次回の子ども・子育て会議の日程ですが、次第の一番下に記載しておりますとおり、令和6年度の第1回の会議を4月30日水曜日、午前10時より開催したいと考えております。委員の皆様につきましては、事前の日程調整、様々御協力いただきましてありがとうございました。また時期が近づきましたら、会場を含めて改めて御案内しますが、御予定のほうをよろしくお願ひいたします。

また本日、資料配付とした報告書6点、調査報告書があります。冊子類については個別フォルダーに保管することも可能でございます。その場合はそのまま机の上に置いてお帰りいただいても結構でございます。

それでは、時間が過ぎてしまひまして申し訳ございません。以上をもって令和5年度第4回世田谷区子ども・子育て会議を閉会いたしま

す。本日はどうもありがとうございました。